

令和2年9月愛荘町議会定例会会議録

令和2年9月7日（月）午前9時00分開議

**議 事 日 程（第2号）**

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 報告第 6号 令和元年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 8 承認第 11号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 46号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 47号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 11 議案第 48号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 49号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 50号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 51号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について
- 日程第 15 議案第 52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 16 議案第 53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 17 議案第 54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 18 議案第 55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第19 議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第20 議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20

---

## 出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡ゑみ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	教育次長	青木清司君
会計管理者	本田康仁君	代表監査委員	山本憲宏君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
産業担当政策監	中村喜久夫君	福祉担当政策監	岡部得晴君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	建設・下水道課長	羽田順行君
住民課長	阪本崇君	学校教育担当課長	田中幹雄君
福祉課長	田中孝幸君	税務課長	北村章夫君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	健康推進課長	木村美紀君
子ども支援課長	森まゆみ君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮川佳衣奈

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。九州地方には台風10号が来ておりました、北上しているわけでございますけれども、被害の少ないことを祈るばかりでございます。また、本日、愛荘町定例会2日目、予定どおり開会できますことを喜んでおります。座って議事を進めます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（河村善一君） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、9月4日に引き続き2名の一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 外川善正君

○議長（河村善一君） 8番、外川善正君。

○8番（外川善正君） 8番、外川善正。愛荘町公共施設個別施設計画等一連の施設整備および行政運営について、具体的な方針の内容および今後の予定について、一問一答で質問を行います。

愛荘町は、平成18年に二町合併を行い、概ね14年を経過し現在に至っている。その間、庁舎をはじめとし公共施設の建物について、改修や運用については種々議論を行い協議を重ね、よりよいまちづくりを目指して維持管理等に努めてきたところである。

ここ数年、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をするため、「愛荘町総合計画」を指針とする「愛荘町公共施設等総合管理計画」をベースに、「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画」に関わる「愛荘町公共施設等の利活用を考える検討会」を立ち上げ、協議を行い、検討会から対象となる施設のすべてについて答申を、平成31年3月27日に受けたところである。

今回、新たに令和2年2月28日に「愛荘町庁舎等あり方検討委員会」を立ち上げ、「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画」で対象となった82施設の中から9施設を抽

出し、庁舎等あり方検討委員会で協議を行い、令和2年8月5日に「行政機能の配置の最適化に向けた具体的方針（案）について」として答申が行われた。

その内容は4項目記載されており、その中には、「計画についてはスピード感をもって進めること」、また、「本方針の実行にあたっては、住民や議会等と情報の共有を行うこと」と明記されている。

このことから、対象となった9施設を抽出した考えや本施設の展開については、業務運営においても大きく影響を及ぼし、体系そのものが大きく変化することなどが考えられるが、内容的には数多くの不審点が見受けられることから、何を背景に実施しようとしているのか、お尋ねします。以上。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、外川議員の質問の中でまず、2つあるかと思いますが、1つ目の「検討対象となった9施設を抽出した考え方について」でございますけれども、平成31年3月に策定した「愛荘町公共施設個別施設計画」において、「今後、具体的方針を検討すること」とされた24施設をまずは抽出しました。抽出した施設を「行政関係」と「教育関係」に分け、今回は、行政系、町民文化系、保健・福祉系、その他施設の「行政関係」施設9施設を、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会に諮問したところでございます。

もう1つ、「何を背景にして今回の施策を実施しようとしているのか」でございますけれども、本町では、平成29年3月に「愛荘町公共施設等総合管理計画」を策定し、その後、平成31年3月に「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画〔第1期〕」を策定し、長期的な視点により公共施設等の適切な維持管理等を行い、将来の財政負担の軽減等を図るため、基本的な方針および施設類型ごとの方向性をとりまとめました。

この基本方針および方向性にに基づき、住民サービスの維持向上、持続可能なまちづくりの推進、効果的・効率的な行政運営が行えるよう、公共施設の適切な配置と維持管理を実行し、良好な状態で将来世代に引き継ぐことを背景としているものでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） まずはじめに、総合計画については今までの維持管理とか財政負担の軽減、そういうものを行いますよという1つの目標があったわけですね。2つ目の建物個別計画については、コストの削減を図ろうという目標があった。

今回、この庁舎等あり方検討委員会の中で、9施設をターゲットにやっておられるのですが、ここはどのような目的が、具体的な目的はどのようなものですか、再度確認します。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず個別施設計画の中では、向こう8年間ということで、それぞれ施設について実行計画を立てていくということでございますので、それはそれぞれその所管課において行うわけでございますけれども、なかなか進みにくいということもございますので、今回このような形で進めてきたというような状況でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今のコメントは一応聞いておきます。

それで1点目の質問ですが、私が聞いていましたのは、9施設を抽出した、その理由を聞いているのです。今、政策監がお答えいただいた理由は、9施設をあり方検討委員会に諮問しましたと。私はその前段の、24施設ある中からなぜ9施設を選んだのか、その理由を教えてください。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほども言わせてもらったのですけれども、公共施設個別施設計画では、全82施設のうち、まず床面積50㎡未満の施設を除いた72施設を9つの分類に分けさせていただいて、それぞれ分類ごとの方向性を示させていただいております。

方向性は5つに区分しており、それぞれ定義を定めているのですけれども、今回、個別計画の中におきましては、具体策が未策定となっている公共施設について計画を作成していく必要があるということで検討委員会にお示しをさせていただいている中で、まず第1段といたしまして、行政系、町民文科系、保健・福祉系の行政関係の9施設となっております。引き続き第2段といたしまして、子育て支援系、社会教育系、スポーツレクリエーション系の教育施設関係の15施設と対象とする予定としておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今お答えいただいたのですが、この施設を抽出しようとした時には、床面積の部分がどうかこうとか、床面積を比較する場合での、県下においてと

か、全国においてどの位置にあるとかいうようなことは列記されて入れます。

ただ、この個別計画の中では、先ほども言いましたように、コストを削減しようとしているのだと。だったら、コストがどうあるべきだというところを叩かんといけない。細かいデータを出してくれとは言いませんけどね。そのデータをきちんと把握して、自分たちの家庭でも同じことなんですよ、出費が多い場合はどこを叩くかと言ったら、一番高い、出費が高いところを叩くでしょう。それと同じように、考え方としては、この計画を遂行させてコスト削減を図るには、どこの施設の部分を一番叩けばいいかという、そこが肝心です。

そして行政運営、ここに書いてますけど、それはそれで検討して、総合的に判断してやっていく。本来、82施設の経費、固定資産税を含んで、そういうものがどうなっているかというのは、もともと左手に来る。そして、右手にこういう形を持っていこうとした時に、本当にそれが検証が取れているかどうか。そこまでやらないとだめなんだよ。

「ああ、そうですか」と言って、そういうことは、本来でしたら、この施設はなんぼの経費がかかると、これはなんぼの経費がかかると、そんなことを聞いても、82もあったら日が暮れてしまいます。

そこで町長、ちょっとお尋ねしますけど、そういうような実態、現状の把握、それはきちんと報告を受けているんですか。その部分だけお答え願います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

総合管理計画の中で、ランニングコストということは出ております。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 私は、ランニングコスト、施設ごとにどう把握しているかというのを聞いているんですよ。経費がどれだけ要る、例えば愛荘町のこの本庁にはどれだけの経費が要っている。それは、先ほども言いましたように、データはそんな細かくはいちいち聞きませんが、本来はそういうものを持って、そして、そこからどういうふうにしていこうということを企画するのです。簡単に「ランニングコストは把握しています」では、住民さんは納得されるであろうか。再度お答え願います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 行政機能の維持ということをしっかりやっつけていかねばならない、これは第一義的なものでございます。とともに、この40年間で約468億、更新費用を

含めてかかっていくということが議論の一番の前提になっている。それぞれに対しまして施設ごとにそのコストということが、既に当課の方で計算をしているということがベースでもございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今、町長がお話しいただきました468億円というのは、インフラを含めての金額ではないですか。だったら今回、今話を進めようとしているのは、建物と運営形態を出しているんでしょう。だったら、そこまで金額をはっきり言われるのでしたら、建物に係る経費はどれだけですか。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 3年間ということでございます。秦荘庁舎に関しまして維持管理費で2,600万円、愛知川庁舎に関しまして3,300万円ということでございます。

それぞれの施設は一覧表という形で総合管理計画の中にお示しをしておりますので、そちらに金額等々はすべて提出をいたしております。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 私はね、町長が468億という、その物差しを出してきたのは、全体のものを見て468億という話を出したのしょう。だったら、建物だけだったら、建物全体としていくらというのを、物差しは一緒にして見ないとだめと違いますか。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

現在、今お話ししております468億円ということが、建物の維持管理ということで、全体の運営に関しましてはまた別の費用になってくるということでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 建物のデータにこだわってはいは、先の質問が時間が足りなくなりますので、ここら辺で建物のデータの事については止めておきますが、こういうような施設をどうしようとか、こうしようという時には、確かに町長が持っておられる考えも大切です。どういうふうな形の愛荘町をつくっていかうかという考えも大切ですが、一つひとつの施設のデータ、そういうものをきちんと把握してないと、逆的に確かな企画ができない。よく、テレビを見たり、いろんな本を読んだりしますと、「えい、やー」でやっておられるように見えている英雄の方々でも、野球の監督でも一緒なんですよ。細かいデータはきちんと押さえておられます。それができんことには、やっぱりこ



というような企画とかいうようなことはできにくい。だからそういうようなデータが出てこなかったら、町長自身がそこの担当に向いて、こういうデータを出せと指示しない限り、何もデータは出てこない。

それで、最終的には、本当に施設ごとのデータは、担当はたぶんつかんでおられると思います。そうでないと仕事ができない。そこで、どのようなやり取りをやって、情報の共有化を図って、あり方検討委員会にも、また個別計画の検討委員会にも、1つの流れとしてできたものが諮問できるわけですね。だからそういうような、生意気なことを言って申し訳ないですが、今聞いていると、データ自身が、本当にこの愛荘町に動いているデータ、そういうものはきちり把握していただきたいと思います。

建物の方はこのくらいにして、今度、運営形態の方、これも一緒に投げかけておられるのですね。運営形態、どこかに書いてあったな、配置の適正化、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針、これを掲げておられますけどね、まさか今考えておられる集約する担当課のみの部分だけしか考えておられないのではないですか、まずそこをお聞きしたいです。これは誰でも結構です。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 失礼します。今回の9施設については、先ほど言わせてもらったように、公共施設個別施設計画におきまして具体策が未策定となっている施設ということになっておりますので、その個別施設計画の中に基づいての方向性、これに基づいてあり方検討会等で検討をしていただいているところでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ちょっと、頭が悪いのか、理解に苦しみます、私は。

行政機能の配置の最適化と云ったら、これはあなた方から見た場合ではなくて、住民さんから見た場合、今、分庁しているところの業務をこっちへ持ってきて最適化を図るということは、ここにあるすべての担当課の業務が対象になるわけですよ。最適化を図るというのは、1つの課に特化したものではない。どこの課へ行かれても、それなりのきちとしたスペースの中で、きちとした業務のやり取り、そういうものが支障なくできるかというところが大切なんです。

例えば、今言っておられるように、建設・下水道課は向こうにありますよね、あれがこちらへ来て、どこか部屋を取って、その部分はきちとできても、狭まった部分の面積とか、そういう部分を本当に支障なく展開できるのか。そういうところはきちと抑

えないとだめなんですよ。それがこの冊子の中に何も出てない。住民さんから見たら不安でしょうがない。確かに行政からそれを見た場合には、ああしたらいい、こうしたらいい、頭の中が回る。けれど、今言ったように、私たちを含めて住民さんから見た場合、どうなるのかという前に、やっぱり行政はきちんと説明しないとだめだと私は思いますね。そしてこの9施設に特化する最適化ではなしに、全体をとらまえて話をしているってもらわないと、なかなか理解を得るのは難しいのではないかと。

それと、一番核心に触れるとこなんですけれども、分庁方式を止めて一本にしようと、これを打ち出した経緯を教えてください。今のこの時期に、分庁方式を止めて一本化に、本庁のみで行くべきやという声をあげられた方でもいいです、もしあるとするならば。そこだけひとつお答え願いたい。

**○議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

当初、合併協議会において、委員のお1人から、いずれ庁舎を一本化する必要があり、あとで柔軟に対応できるよう、「当分の間」を協定書に入れることを提案されたというところで、この「当分の間」につきましては、その当時、近隣で合併を検討されている市町が10年程度で庁舎を一本化することを想定して、「当分の間」を入れたというところがございます。そういったところで協定書に追加されたということ解釈しております。

そういったところで、合併してから14年が経過をしております、当初目的と言わさせていただきます中で、愛荘町として一つのところで集約していく必要があるかというところで、個別計画・総合計画、そういったところと、あと「あり方検討委員会」で協議していただいたところの中で、集約が必要だということ、今回のところに至っているという経緯でございます。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 8番、外川君。

**○8番（外川善正君）** 今課長が話された部分は、あり方検討委員会のパブコメの中の一部ですね。そのもう1つ前に個別施設計画をやったところのパブコメでは、また違った言い回しが、「合併協定書に書いてますよ」というふうになっている。

そこを読み上げましょうか。これは町の考え方ですよ。合併協定書には、2町が全く1町として新しい住民感情ができ、将来的に一体性が確立されたなら、分庁方式は再度検討する必要があるとされていますと。合併協定書の中でうたっていると。これはどこに書いていますか、教えてください。

議長、これは大変重要なことだから、町長から回答してもらってください。

---

- 議長（河村善一君） 暫時休憩します。  
休憩 午前9時29分  
再開 午前9時51分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

- 議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開を10時10分とします。  
休憩 午前 9時52分  
再開 午前10時10分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） 町長より答弁を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 外川議員から様々ご質問をいただいております庁舎等々に関する部分でございます。

まず一番最初に、合併の協定書で記しております部分、新町ということ、歴史をそれぞれ振り返って行ってというところでもございましたので、「新町の事務所の位置」ということをまずお答えを申し上げます。

「新町の事務所は、当分の間、新設せず、現愛知川町役場を使用することとし、その位置は愛知郡愛知川町大字愛知川 72 番地とする。現愛知川町役場を本庁舎、現秦荘町役場を分庁舎として、合併の効果と住民サービスの向上に配慮し、両庁舎の有効活用を図る。」というように記されております。

これに続きましては、どんなふうにいたしましょうかね。先ほどご発言をいただいているご質問の部分でもございました。この合併の協定書であったり、それぞれ総合管理計画であったりという部分を踏まえてということもちょっとお触れはいただいておりますけれども、個別施設計画の中におきまして、現在のあり方検討委員会で答申をいただくに至った部分、このあたりに関しましてもすべて総合管理計画・個別施設計画ということで求められている部分を踏まえて、今までの議論がどうであったかということをも第1回目でそれぞれご報告を申し上げたうえで、議論を重ねていただいております。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

**○8番（外川善正君）** 今、町長にお話しいただきました合併書の中身はそのようになっております。

その中で、このあり方検討委員会の時のパブコメの中に、これは暫時休憩中にここでしゃべったので、町民さんにも聞かれてないので、あえて再度言います。

「合併協議会の委員の一人が、いずれ庁舎を一本化にする必要がある」ということで、ずっと書いています。「一体性が確立されたら分庁方式を続けていくのか、逆説的に述べて他の委員の説明されたのが事実であります。というのは、いずれ一本化になるということを、その一委員が言っておられます。

この「当分の間」というのは、近隣で合併を検討されている市町が、10年程度で庁舎を一本化することを想定して「当分の間」とされていることを参考に、協定書に追加されたと言って、今、町長が読んでいただいた、あの合併協定書の中身になっています。この「当分の間」というだけでなしに、「当分の間」「新設せず」、そこは、それを読んでどういうふうにとらまえるかは、個々に違いますわ。思うけど、やっぱりこの当時から一本化するのは必要なという意見もあったとみなされますわね。ところがそれを、この分庁方式をなくする場合には、住民・議会・関係機関で協議をするということが総合管理計画の中に出ている。私はそこを言っている。総合管理計画がうたっていて、それに基づいて個別計画がなって、今、個別計画の中でこのようにうたってますというのは、町長が言われた。だから、合併という大きな問題をやってきたこの愛荘町が、その当時、協議会メンバーには、住民の代表の方もたくさんおられます。議会の議員さんもたくさん入っておられます。そういう方々が入って、揉んで、結果的に「当分の間は新設せずに分庁方式でいきますよ」という整理をされたわけですね。そこをどう汲んでいくかというのは、新しいまちをつくっていくうえで、変えていってもいいけど、今言ったように住民さん・議会、そういう方々で協議しなさいよとなっているのをほったらかしにして、集約化しますよというところへ飛んでいったらあかんのではないかとやっている。言うている意味、わかりますか。

時間がないから、もう8分しかないから、ほかの件に移りますが、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針、この中でいろいろ書いています。庁舎の部分とか公民館の部分。公民館の場合でもそうです。当初、2町に分かれていた時は、秦荘には秦荘の公民館があった、愛知川には愛知川の公民館がありました。けれど、1町になったのに2つの公民館は要らんやろうということで、旧秦荘の公民館を取り壊して愛知川の公民館

1つにした。今、個別計画ではそれを町民センターに集約しましたという形をとっているにもかかわらず、1年経った今、解体しますと。解体するということは、愛荘町には公民館は要らんということですね。そこはちゃんと覚えておいてください。

そして、「現状と課題」の中に何が書いてあるかと言ったら、庁舎が異なるために、どちらの庁舎、どの部署に行けばいいか、わかりづらい、それはそうですやろう、今まで「総務課」となっていたのが「経営戦略課」の名前になって、年いった人が来られて「経営戦略課って何をやるんですか」と、名前ひとつにしる、やっぱり住民が身近にとらえられるような名前にすべきだ。無理に混乱をさせているのではないかなと、それがいい悪いは別にしまして。

庁舎間の移動が強いられる、職員さんの。これは確かにそうです。けど、そういうものがあるんだけど、それを協議会というところで住民の方とかいろんな意見を聞いて、あえてそういう形にしたわけです。だから、移動というのは発生します、移動ロスというのは。だいたい副町長、移動というのは年間どれくらいあるのですか。どんな課にでも移動があって大変だとか、そういうような部分は必ず出てきますわ。どれくらいその移動に荷重がかかっているのか。わかってあったら教えてください。

**○議長（河村善一君）** 副町長。

**○副町長（石田政則君）** ただいまご質問いただきました「職員の庁舎間の移動にどれだけ荷重がかかってくるか」というところでございますが、具体例で申し上げますと、議会開会にあたりまして、教育委員会なり産業建設部につきましては、こちらの方にまず来ていただくという必要がございます。あと、課長会議を開くにあたって、向こうからこちらへ来ていただくというところも必要でございます。

またあと、一番、町として問題意識を持っておりますのは危機管理面で、道路・河川等につきましては建設・下水道課が所管しておるのですけれども、いざ危機管理本部を開設して情報交換をして、そして対策を指示をしていくという中で、まずこちらの方に10分・20分かけて会議の方に来ていただくというところがございます。

あと、住民さんに関しましても、子ども関係でも、学校関係は教育委員会、秦荘庁舎へ行かなければならないと、いろんな福祉関係の手続きについては愛知川庁舎に行かなければならないと。あと、事業者の方に関しましても、ごみの申請をするにあたりまして農林商工課の方に、一旦、秦荘庁舎へ行かなければならない、そして具体的なその手続きについてはくらし安全環境課というところで、いろいろな面で職員だけでなく住

民の方にもそれぞれ移動をしていただいているというのが実情でございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） よくわかりました。それで私が質問したのは、荷重がどれだけかかっているかということをお聞きしたつもりですけどね。わからなかったらいいです。

なぜこういうような質問をするかという、運営形態を変えて1つに持ってこようと思ったら、移動にはどれだけの荷重がかかっている、年間。問い合わせは何件あるか、そんなデータを1年ぐらい取るのは当たり前の話ですよ。口先だけ荷重がたくさんかかりますわ、あっちへ行ったりこっちへ行ったり困りますわ、そんな話通ると思ってますか。やっぱりデータはきちんと取って、これだけの荷重がかかっている。例えばトータルの全職員があっちへ行ったりこっちへ行ったり、3人かかっていたら、ここへ全部固めてきたら3人というのは余った人間になる。余った人間といったら、給料と労務厚生の部分も含めたら、2,000万円だったら年間6,000万円くらい削減できる。そういうところをやっぱり、庁舎の見直しの中に効率としてその分は町民税がカットできるはずなんですね。

だからそういうようないろんな部分があるから、データというのはこういう仕事をしようと思ったら1年か2年前から、こういうデータを取って、これに基づいて把握して判断してやっていこう、それが仕事のやり方です。そうでないと、きちっとしたものを出さないと、ちょい出し、ちょい出ししていったら、住民さんは本当に不安ばかり募っている。愛荘町はどうなっているのか、こんな質問になってくるかもわかりません。

また、この庁舎が一本になった時に、先ほど言いました新町まちづくり構想の中では、移動サービスもちゃんと公共交通については検討しますとうたわれている。この中には何も出てない。公共交通はどうするのかとって今まで話を出しているにもかかわらず、何のコメントもないし何もない。昨年、町長がアメリカへ中学生の姉妹都市交流事業の中で行かれた。その中で途中で公共交通について視察に一人で行かれた。だったらその資料でもこういうところでいつか話ができるはずなんですね。それもしない。報告書すら見たことない。そんないい加減な資料で運営形態を変更するとか、全然なっていない、私から言わせたら。

そして、住民の方々への説明でも、本来は合併協議会の時なんか、中間で何回やっておられます。そういうことを含めて、やっぱりこういうことをするときには、住民の方と膝を突き合わせて事前に話をしないと、できるものもできんようになってしまう。

そして、一番不安に思っておられるというか、施設が向こうに移っていく地域、いわゆる秦荘地域ですね。そういうところへは余計に入っていないと私はだめだと思いますよ。

○議長（河村善一君） 外川議員、時間が来ておりますので、まとめて最後してください。

○8番（外川善正君） だから、町長に最後に、データとかそういうものをきちんとし、今までやってこられた部分の経緯も把握して、そして住民の方が十分に納得していただけるようなことを、議会も含めて話をして進めていっていただきたい、と私は思います。町長の考えはどうか。これをもって質問を終わります。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

大変重要な部分を、いろいろお心を充てていただいているなというふうにも存じます。この合併の当初のころからも踏まえましても、いろんな資料を拝見しても、その時点、時点の住民の方であったり、また議会の皆様であったり、こちらの議場にいらっしゃる方々の中でも当時、町職として在籍をされておられた方々もおられます。本当に思いを込められてこうやって一つひとつの形になって今日があるということの重みというのは、大変、私、感じておるものでございます。

その中で状況、状況、時代、時代というもののニーズは変遷してまいります。その時代に合致した形である合理的な、また効率的な行政を、その時代、時代を担うそれぞれの皆さんで知恵を出し合いながら形にしていくということも、一方というよりは、やはり必要な部分であると存じております。

今ほど移動の部分でもおっしゃっていただきました、外川先生の方からもおっしゃっていただいているところもございます、また副町長がご報告申し上げたところもございます。私としても、例えばいろんな打ち合わせをしたいなということで、仮にそれが15分ほどのものであったということに仮定をいたしましても、秦荘庁舎のメンバーにお越しいただくと、その15分をするに際して、約、行って帰って、また資料を準備して、車の予約、空いているかどうか確認して、車を前まで持ってきてということをしなるとすると、やはり1時間の時間が実際にはかかっているというのが実態でございます。

そんな点では本当に多くの職員の皆さん、これが自然だ、普通のことだというふうにはとらえていただいているのかも知れませんが、大変負担・負荷をかけている、

その分ほかにはできた事務であったりということが、またご相談業務にも乗れたのではなかろうかというのは率直な思いとしてございます。

やはり、住民の皆様とということにもお触れいただきました。今回のものなんですけれども、総合管理計画、先ほど、少し遡らせていただきますが、合併の協定書、これが平成17年のこととございました。それからちょうど12年経っての総合管理計画ということとございます。当初はその協定の中でも約10年というような時間軸を見据えた中で、その10年を上回って、やはりやっこの総合管理計画というものがなされました。そういう点では時間をしっかりと重ねながらでございます。

また、それから2年が経ちまして、このそれぞれの合併協定書・総合管理計画ということのいろんな理念や思いということを含めたうえで、個別施設計画ということ、これは民間の代表の方々が会長であり委員でありということもでございますけれども、その方々がやはり一庁舎に向けての努力をしていくということは、一庁舎に集約化について検討を進めていく必要があるということでお示しをいただいたうえで、今年の3月からあり方検討委員会の皆さんに、大変将来的な視点ということ、また今日的ないろいろ維持管理にかかっていく中で、この課題を先送りしてはいけないという、本当に使命感を持ってご議論をいただいたものが今回のあり方検討委員会とございました。

先ほどの「住民の皆様」のところはもちろんでございまして、今までこのあり方検討委員会の皆さんにやっご議論をいただいて、答申という形をこの8月に頂戴しております。ここからこの方針ということ町の方で改めていただきまして、一庁舎にするならば愛知川庁舎ということが1つの選択、そのような方向になるということで、あり方検討委員会の皆さんにはお出しをいただいておりますので、実際の実施計画の方にまとめていきます。この中で住民の皆様にご報告をしっかりと申し上げて、ご説明を申し上げていくということになってまいりますので、住民の皆様とご議論というか、ご報告をしていくという正しいタイミングにやっここまでたどり着いてきた、先輩方の大きなお力の中でやっ今日を迎えているということを報告をさせていただいて、答弁とさせていただきます。ご質問いただきまして、ありがとうございます。

**○議長（河村善一君）** 以上で、8番、外川善正君の一般質問を終わります。一般質問を続けます。

---

◇ 瀧 すみ江君



○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。一般質問を行います。

まず初めに、子どものインフルエンザ予防接種への補助について質問します。私は、毎年この時期に同じ質問をしています、町民の方から必ず反応があり、切実な要望であると感じています。

特に今年は新型コロナウイルスが感染拡大しています。秋から冬にかけて新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行する恐れがあることから、日本感染症学会は8月3日、地域の医療機関に向けた診断や治療についての指針をまとめ、提言しました。

原則として、新型コロナの流行が見られる場合は、インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、できるだけ両方の検査を行うことを推奨し、インフルエンザのワクチンについて、強く接種を勧めるとしています。新型コロナとインフルエンザは、発熱やせきなど症状がよく似ているため、同時流行時は突然の高熱発症や味覚・臭覚障がいなどの特徴的な症状がない場合、症状だけで両者を判別するのは困難と指摘しています。子どもは特にインフルエンザが流行しやすいとして、インフルエンザワクチンの接種を強く推奨しています。

1人の子どもに2回の接種が必要であるインフルエンザの予防接種は、大人の倍の費用負担がかかり、兄弟がいればその数倍となって保護者の負担は大きいと考えます。この負担を改善するために、子どものインフルエンザ予防接種への補助を求めますので、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今後、季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える方が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれます。これに備えるため、インフルエンザの予防接種は有効な手段の1つとして、県とともに検討をしてまいりました。

そのためには、できる限りインフルエンザの予防接種が受けやすくなるよう、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、今年度、費用負担等の助成を実施していきたいと考えており、制度設計等について県などと調整を行っているところです。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。私が一般質問の通告を出したのが8月2

1日ですが、その後にテレビや新聞で、今年の冬の新型コロナウイルス感染症に関わるインフルエンザワクチン接種の対応のことが盛んに報道されるようになりました。

厚労省は8月26日、65歳以上の高齢者には10月1日から接種開始に向けて呼びかけ、医療従事者や65歳未満の基礎疾患を有する人、妊婦、乳幼児から小学校2年生には10月後半から、希望する人に接種を呼びかける考えを示しました。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として助成を実施していきたいとの、前向きな答弁をいただきました。インフルエンザ補助についての補正予算を出されるという提案説明もありましたけれども、ここで今、町長が答弁していただきましたので、町長にお尋ねします。令和2年度の小学生の人数から考えますと、1学年の平均が250人なので、そこに12を掛けると小学生以下の町内の子どもは約3,000人として、私が計算したところですが、その全員に1回の接種に1,000円を補助したとしても、その費用は600万円です。毎年継続して実施できると考えます。今の答弁では、新型コロナウイルス感染症対策の一環ということでしたが、その新型コロナウイルス感染症対策の一環だけではなく、継続した固定の施策にすることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどご質問いただきました。また、毎年にも瀧議員からはご関心を持ってご質問いただいておりますが、今般の状況ということは、特にこれからの季節性インフルエンザということが非常に想定をされてもおります。そういう点におきまして、やはり医療従事者の皆さん、また医療現場への需要が急増するということが、特に今年度、私たちが非常に直面する大きな課題でございます。その点におきまして、この需要を何とかしっかりと、事前、事前に対処をしていかねばならないということで、今年に関しての対象としてまいりたいというように考えております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 今後において、このコロナウイルスがどのようになるかということはわからないわけですが、継続した検討を再度求めたいと思います。答弁は結構です。次にいきます。

次に、少人数学級について質問します。7月3日、全国知事会・全国市長会・全国町村会の3団体は、現在の40人学級では、新型コロナウイルスの感染予防ができないとして、少人数学級の実現へ教員の確保がぜひとも必要と訴える緊急提言を文部科学大臣に手渡しました。

新型コロナウイルス感染症予防における「新しい生活様式」では、人との間隔はできるだけ2m、最低1m開けるということになっています。国の制度の40人学級、小学校1・2年生のみ35人学級ですが、1教室20人だと最低1mはクリアできますが、40人だと1mも確保できないと、文部科学省の学校の新しい生活様式の中で示しています。

感染予防対策に加えて、長期の休校を経た子どもたちは、学びの遅れと格差や不安とストレスなどの状態があり、手厚い教育・柔軟な教育を求めています。このようなことから、一日も早い少人数学級への取り組みが求められています。少人数学級を国に対して求めると同時に、町でも取り組んでいくことが必要と考えますが、これに対する見解を求めます。

○議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（田中幹雄君） 瀧議員の「少人数学級を国に対して求めると同時に、町でも取り組んでいくことが必要と考えるが、これに対する見解を求める」につきまして、お答えいたします。

少人数学級等に関する町の取り組みにつきましては、今年度は秦東小5年、秦西小6年、愛知小6年、愛知東小4年、秦荘中2年と3年で、定数より1学級多い少人数学級改善を加配により実現しています。また、小学校では特に高学年の算数科、中学校では数学家や英語科において、本来の学級の人数よりも減らしたグループ編成により少人数指導を実施しています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校後の通常授業においては、児童・生徒の補習や発展的な学習へのサポートとして、すべての小中学校に1名ずつ教員を増員しています。本町は空き教室がほとんどない状況でもあり、学校ごとに対象学年や実施方法を工夫しながら取り組んでいます。

つきましては、引き続き県教委に対して35人学級改善の加配を要望すると同時に、今ある人的環境と物的環境を最大限に活かし、新しい生活様式に近づけていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。羽生田文部科学大臣は、7月20日の政府の教育再生実行会会議で、少人数学級を私は目指すべきだと個人的には思っていると語っていたことが、同会議の議事録からわかりました。文部大臣もそう言っているのですから、やはり県への加配を要望すると同時に、やはり少人数学級の実施も県に求めていただきたいと考えますので、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（田中幹雄君） お答えいたします。

町内小中学校におきましては、限られた人的・物的資産を活かし、少人数学級や少人数指導を実施しているところですが、町での取り組みには限界があり、本来は国が整備するものであると考えています。つきましては、教育次長会「令和3年度県予算・施策に関する要望」において、35人学級の実施について国に働きかけることを要望したところであり、それらを受け、滋賀県も令和3年度に向けた政策提案要望書において、少人数教育充実のための定数改善、35人学級編成の実現を、令和2年5月に国に要望したところでございます。

このように、今後も少人数学級を県に要望し、県を通して国に粘り強く働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 町としての努力をしていただいていることは、本当に答弁からも伺えます。ぜひ、県にも積極的に求めていただき、少人数学級、コロナ対策としても必要なので、実現に向けていただきたいと思います。では、次にいきます。

次に、つくし保育園の職員体制について質問します。7月6日の教育民生常任委員会の資料では、つくし保育園の職員体制は、正職員14人（18人）、非常勤職員23人と書いてあります。勤務の時間帯や週何日の勤務かなどの常勤職員の勤務体制について、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 現在、つくし保育園は朝7時30分～夜7時まで保育を行っております。非常勤職員は、正規職員の保育補助として配置しております。現在の非常勤職員23名の勤務体系は、次のとおりです。

7時間45分週5日勤務は4名、7時間45分週2日勤務が3名、7時間30分週5日勤務が5名、7時間週5日勤務が1名、6時間週2日勤務が1名、5時間週5日勤務が1名、4時間週3日勤務が1名、4時間週1日勤務が1名、3時間週5日勤務が2名、3時間週3日勤務が2名、3時間週2日勤務が1名、2時間週3日勤務が1名と、それぞれが多様な勤務体系で正規職員の保育を補助していただいているところです。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 現在、保育士の人数は足りているのかどうかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 保育士の人数につきましては、標準の定数の人数がございまして、正規職員がその部分を賄っておりまして、それ以外の必要な部分、年度、年度によりまして特別な加配の子どもたちもおりますので、その部分を勘案しまして、必要な部分は現段階で整っているということでございます。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 答弁から見ますと、フルタイム的で週5日勤務ということで、そのような常勤的な職員の方が10人いらっしゃるのかなと理解しました。正職の方とフルタイムのこのような嘱託の方では、勤務においてどのような点が違うのか。責任分担などはどの違いがあるのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） お答えします。

勤務体系につきましては、正規職員が勤務時間をシフトしながら体制を組んでおります。一定、非常勤職員の方につきましては、勤務時間等を設定いたしまして、その時間勤務していただいているというような状況になっているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、責任分担ということで質問させていただきました。例えば学級をどのように持っているかとか、そういうようなところですけども、例えば子どもに何か怪我などがあった場合はどうなのかとか、そういうことについて答弁を、どのように正規職員と非常勤の職員の違いがあるのかについて、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 申し訳ございませんでした。その部分の説明につきましては、各クラスに必ず正規職員を入れさせていただいておりまして、それを補佐する形で非常勤職員が入っているというような形でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 次に行きます。

また、早朝・延長保育などの補助をする支援員が5人とのことが書かれていますが、

保育士有資格者の求人申し込みがなかったのかどうかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 支援員につきましては、主に早朝・延長・給食時間において、保育士の補助として勤務していただくことになるため、保育資格を有することは応募の要件としておりません。

このため、求人申し込みいただいた方が保育士資格者であるかの把握はしておりません。なお、現在、勤務していただいている支援員で保育士の資格を有している方はおられません。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 次に行きます。

安心・安全の保育を行うためには、正職という安定した労働条件が必要ですが、今の状況では正職の割合が少なすぎます。このことから、正職の人員を増やすことを求めます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 現在、つくし保育園の正規保育士の数は18名でございます。子どもの入所児童数に対する職員数としては、正規職員数だけで法的な基準を満たしております。

また、職員体制を長期的な視点から鑑みまして、今後、当町においても少子化が進行し、入所児童数が減少していくことが見込まれる中で、さらに正規職員を増員することは困難であると考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 町長にお尋ねします。

フルタイムで仕事をしている者がすべて正職になれば、職員間の条件の格差もなくなり、また責任も分担することもでき、子どもたちの保育の充実につながると考えますが、これについて見解を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げますが、今ほど政策監がお答えをさせていただきました。現在のつくし保育園の正職員の方々の数でもありますが、法的な基準を満たしているという基準でもございます。

そのうえでということでもおっしゃっていただいているというふうにも存じますけ

れども、今後は当町においても少子化が進行し、入所児童数が減少していくことが見込まれる中、さらに正規職員を増員することは困難であるというように考えております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次に行きます。次に、すべての希望者が保育を受けられる条件づくりについて質問します。

6月議会に待機児をなくす取り組みとして、幼稚園の預かり保育について質問しました。しかし、待機児は、保護者が保育所入所を希望したのに入れなかったすべての子どもではなく、保護者が待機の意思表示をした子どもの数のカウントなので、希望したのに断られてあきらめた人数は、より多数です。

3歳以上で保育園入所を希望しても入れなかった子どもの人数は、昨年10月時点の今年度申請において何人いたのか、その中で幼稚園に入所した子どもは何人なのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

昨年10月に受付を行い、本年度に保育所を希望されていた方のうち、保育所に入所できなかった3歳以上の児童は、21人でした。そのうち、町内の幼稚園に入所されたお子さんは18人、町外の幼稚園に入所されたお子さんは1人でした。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 幼稚園児で保護者の共働きを理由とする長時間保育を望む家庭には、年間通して預かり保育を行う、保育園に準ずる時間帯の保育を来年度から実施することを、6月議会に引き続き求めます。

○議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

6月議会でもご答弁申し上げましたが、本町においては、幼稚園に在籍している児童で預かり保育の対象となる認定を受けている児童は、現時点ではおられません。しかし、幼稚園の預かり保育の実施は、保育所の待機児童解消につながる有効な施策の1つであると考えられるため、「愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会」の中で、速やかに検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 保育園の入所を申請していた18人の子どもたちが幼稚園に入園しているということで、あと、町外の幼稚園に1人行っておられるということで、幼稚園に子どもを入園させた保護者の中にも、終日保育への需要が高まっているということがわかります。

保育園と同じ時間帯の預かり保育は、日野町や竜王町でも行われています。「早急に」という前向きな答弁がありましたが、この待ったなしの課題に対応していただくために来年度から行うことを、再度求めます。

○議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会の検討の中で検討を進めてまいりますけれども、来年の1月を目途に検討の結果を出していきたいと考えておりまして、実施につきましては、今現時点で具体的に申し上げることはできません。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） ぜひ、その検討委員会での検討、十分していただきまして、来年度につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に行かせていただきます。次に、高齢者の熱中症予防対策について質問します。

消防庁の発表では、8月10日～16日の熱中症による救急搬送者は全国で1万2,804人にのぼり、そのうち約6割が65歳以上でした。エアコンを使うことを敬遠しがちな高齢者などに使用を促す声掛けをはじめ、周囲からの見守りが必要です。とりわけ一人暮らしの人への対応が重要です。

以上のことから、愛荘町においてエアコンを設置していない一人暮らしの高齢者世帯を把握しているのかについて、答弁を求めるとともに、高齢者世帯に対して熱中症予防対策を行うことを求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

熱中症を回避するため、エアコンを使用することは有効ですが、議員ご指摘のとおり、高齢者の中にはエアコンの使用を敬遠する方もおられます。

町内の一人暮らし高齢者は約900人弱おられ、エアコンを設置しているかまで把握はできておりませんが、訪問時において熱中症の注意喚起を行っており、エアコンの適切



な使用についても直接お話しさせていただいております。また、熱中症対策を盛り込んだコロナ対策に関するチラシを、6月19日の区長文書で配布し、サロン担当者等にも周知しています。また、出前講座による老人会等への啓発にも取り組んでおる状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、エアコンがあるかどうかまでは把握できてないということをお答えしておられましたけれども、本当に命にかかわる問題なので、ぜひそのようなことも調査していただきまして、できるだけそういう、取り返しのつかないようなことになるということを防いでいただきたいと思います。これに対しての答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 近年の夏の暑さという部分につきましては、本当に異常的な気象でございます。また今年も、隣の東近江市でも40℃に近いという気温も観測されております。

そんな中、高齢者さんが自宅において生活する中において、熱中症を予防することは大切と考えておりますので、エアコンの設置をできる限り把握をさせていただきながら、エアコン設置をしていただけるようお話を訪問時にさせていただくよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） よろしくお願ひします。

次に、最後になりますけれども、介護保険について2点ほど質問します。

1点目には、介護保険のサービスを今までと同じように利用しているのに、新型コロナを理由に利用料が値上げになったという問題についてです。

コロナ禍のもと、通所系サービスやショートステイは利用控えで大幅な減収となり、介護事業所の経営は大打撃を受けています。コロナ対策として介護事業を守るためには、事業所への財政的な補償が欠かせません。ところが厚労省は、利用者にも負担を転嫁する介護報酬の臨時措置で対応しました。介護報酬の引き上げは、利用料の引き上げを伴います。

臨時措置で通所系サービスは、実際に提供したサービス時間に対する介護報酬より2区分上位の報酬を月4回まで算定できます。ショートステイも1部につき加算の算定を

認めます。例えばデイサービスを1回5時間以上6時間未満で週2回利用した場合、利用料は1割負担の場合、加算を除いてこれまでは月6,120円程度です。ところが、同措置が適用されると6,610円程度へ、約500円の値上げになります。

また、介護保険では要介護度ごとに利用できるサービス量に上限が設けられています。今回の措置により限度額を上回れば、10割負担の自費が発生します。今回の措置は利用者と事業者の信頼関係を壊すだけでなく、介護保険制度への国民の信頼を揺るがすものです。国は直ちにこの措置から利用者負担を撤回し、介護事業所の減収や感染対策に係る経費は公費で補填すべきです。

愛荘町では、この問題についてどのような状況になっているのか、国に改善を求めるのと同時に、町としてできる手立てはないのかについて、答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** お答えさせていただきます。

町内の各事業所の対応状況ですが、通所系サービス7事業所のうち4事業所で、2区分の上位の報酬区分の算定を実施されております。また、短期入所系サービスについては、2事業所で緊急短期入所受入加算を実施されているという状況でございます。

この臨時措置の適用にあたり、事業所は事前に利用者から同意書を徴収されており、利用者から一定の理解は得られておられます。利用者から同意は得られていても負担は増えており、今後も引き続くようであれば、全県的な対応も必要であると思いますので、近隣市町と連携を図りながら、負担軽減等について国へ要望するなどを考えていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今の答弁は本当に前向きで、ありがたいと思います。やはりこのような矛盾は続けてはいけないと思いますので、本当に改善が必要だと思いますので、近隣市町と連携を取って国へ要望するなど、町として、していただきたいと思っております。

今、答弁の中にもありましたけれども、この制度は2つの不公平が出ています。1つは、同じサービスを受けていても、制度運用に対して同意した利用者には利用料の加算があり、同意しない利用者には加算がないという点です。もう1つは、制度を運用する事業所としていない事業所があるという点です。その点で、利用者にとっても、同じサービスを受けていても利用料に差が出てまいります。また、期限もありません。

このことを受け、長野県飯田市では、特例措置を算定していない事業者に介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付することを決めました。このように、国の制度であっても自治体で、何とかしようということでは工夫を凝らしているところもあります。町としては、利用者と事業所の声を聞いて、その状況を把握して、何をすべきか検討することが重要だと考えます。本当に答弁の中では前向きに取り組んで考えておられるとは思いますが、ぜひ実際に実行していただきたいと思いますが、今、利用者や事業所の方から何か声を聞いておられるのであれば、どのような内容があるのかについて、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

この制度が開始される部分につきまして、6月サービス提供分が早いところからは提供という形になっております。その以降、これが続くようであればという部分ですので、まだ利用者さんの方からこの部分で負担が大きいというお話しは入っていないという状況ですが、またこれから入ってくる可能性もありますので、その辺は注意していきたいと考えておりますし、また事業所さんの方で適用されていない事業所さまもおられます。その関係的には複合的なサービス形態をとられている事業所さんもおられますが、今後、経営の部分でご相談等あれば、しっかりと対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 次に行きます。

2点目には、第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画についてです。今年度は第7期計画の最終年度であり、来年度からの第8期計画の策定委員会が開催されています。7月17日に第5回の策定委員会が開催され、その中の第1章「計画の策定にあたって」「新型コロナウイルス感染症など新たな危機への対応」という文章がありましたが、「第8期計画にあたって、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点を計画にどのように反映させるのかについて、見解を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画における新型コロナウイルス感染症への対応については、6月26日の作業部会、また、7月17日の策定委員会にお

いて協議をいたしました。新型コロナウイルスなどの新たな危機への対応について、高齢者の福祉活動や介護サービス、介護予防について、新しい生活様式を取り入れながら、手法を変えて事業を展開していく必要があります、今後、具体的な検討をしていくことということ、を策定委員会で確認されましたので、ご報告いたします。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 新型コロナ禍によって、人が生きていくために必要な社会基盤を強くしなければいけないことが明らかになりました。人間の尊厳と命が重んじられ、公的な責任で人が守られる社会が必要というふうに、多くの人が感じ初めています。高齢者の保健福祉の面でも、今まで専門職が行ってきた部分をボランティアに移すというのが国の方針の中で出ています。しかし、コロナ禍のもとではボランティアの方の過重負担というのは禁物であり、専門職が担う意義が明確になったと私は考えています。このようなことをぜひ計画に反映していただくことを求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

今回の計画において、国の法的には、介護保険の制度改革としまして3点を考えておられます。

まず1点目、介護予防、地域づくりの推進ということで、健康寿命の延伸の中で、共生、予防を両立するような形の中で進めていくという部分、ここは自分で守る部分、また地域で今も助け合っていくという部分が進められるということ。

そして2点目としまして、地域包括ケアシステムの推進ということで、この部分は今言われましたように専門職、またそれと一緒にような形でボランティアさん等が、高齢者さんを取り巻く部分を全体的につくり上げていくという部分です。

そして3点目としまして、介護現場の革新ということで、人材確保そして生産性の向上という部分を、3つの部分で今、第8期の部分を計画するようということ、これに沿うような形で当町も計画を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） これは、これから計画策定を進めていかれる段階ですので、今の時期、大事な時期であると思っていますけれども、今言われた3つのことですけれども、やはりこれは前から、第7期計画の時にも言われていたとも思いますし、やはり

特に地域づくり、介護予防の地域づくりの推進、地域の場面においては本当に新しい生活様式を取り入れながらというのは、ボランティアの方が本当に責任というものが大きくなってきますので、そこら辺をどうのように考えていったらいいのかということになってまいります。

今年におかれましても、いろんなそういうサロンとか居場所とかはなかなかできない状態になっておりますし、そういうところについて、どのように町として考えるのかということについて、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

ボランティアの方が積極的に今まで活動していただきながら、サロン等の中で高齢者の居場所づくりをつくっていただいていたところの中、このコロナ禍の影響によってなかなかサロン等居場所を開催するにあたって、注意点の中で楽しい活動ができておらないという部分があります。その辺、地域包括支援センター等でボランティアさんとか、またサポーターさんの部分を集めながら、毎年開催しています養成講座等において、感染症注意点をしっかりお伝えしながら、また、レクレーション等においても感染が広がらないような内容等で、高齢者さんが楽しく過ごされるようなものを紹介していきながら、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次にまいります。

第8期計画策定後、3月議会で新たな介護保険料について条例改正の議案が出てきます。計画策定の現段階では介護保険料の算定までは進んではないので、数値的なことはまだ未定です。

しかし、町が行った高齢者介護に関する調査結果報告書で、介護保険料の負担が大きいと感じている人は、今回の第8期調査で60.6%と、第7期調査よりも10.7ポイント上昇しています。国の指導で行われているアンケートですが、町民の声を計画に反映しなくてはアンケートの意味がないので、第8期介護保険料の現在以上の引き上げを行わないように努力することを求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

介護保険料の負担が大きいと感じておられる高齢者が多いと認識はしており、これ以

上の引き上げは難しいと感じております。

しかし、保険料の決定にあたり、第1号被保険者が負担すべき割合が決まっておりますので、保険料の算出にあたっては、認定者数やサービス利用量などで、できる限りかい離をなくすようなこと、そして、介護保険給付費準備基金の取り崩しによる活用を、策定委員会で検討し、できる限り保険料を抑制できるよう努めてまいります。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） これが通告させていただいた最後の質問になりますので、再質問ということで、少し詳しく、残った時間でしたいと思います。

私たち議員が新しい介護保険料の審議をするのは、来年の3月の条例改正の時しかありません。しかし、その時では既に金額は決定していて、何の手立ても施せずに終わってしまいます。ですから、これから検討・協議するこの時期に、提案を含めて質問します。

国の制度で総費用のうちの第1号被保険者負担分が每期1%ずつ増加しています。第7期では、第1号被保険者負担分が23%ですが、第8期は24%と推計されます。これは答弁にいただいたとおりですけれども、それだけでも引き上げの要因はありますが、そのもとで保険料の引き上げを抑えるためには、適正な計画策定と看護保健給付費準備基金の適正な運用であると私は前から訴え続けています。

第7期計画では、4,700万円の準備基金を取り崩す計画でした。第6期計画の最終年度である平成29年度末の基金残高は約6,731万円だったのが、平成30年度末には約372万円がプラスされ、令和元年度では約787万円がマイナスになっていますけれども、このあと審議される令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、約924万円の積立金が計上されていて、今のところ約7,239万円の残高となると思います。第7期最後の平成29年度末の残高と比較すると、508万円ほど増額をしています。

計画策定時には4,700万円を取り崩し、1,550万円を残すということが言われていました。でも、現在の残高はその4倍を超えています。この状況は5期も6期も同じでした。

このように、基金が増えている、そして、使われていない。取り崩しはありますけれども、このように4,700万円とか、そういうようなことが使われていませんので、このような状況の理由はどういうことだと考えますでしょうか、見解を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

保険料の決定にあたりましては、先ほども述べましたように、3年間で必要とされる保険給付費のサービス量を積算しまして、そこに第1号被保険者の持ち分である負担率を掛けさせていただいて、そこから基金等による減額できる部分を減額させていただいて保険料を決定させていただいております。

今のその部分で言いますと、この計画における給付費の部分のサービス量の部分が、少し多い目に見てあったのかなという部分と、そしてまた基金につきましては、昨年度から保険者機能強化推進交付金という形で、国の方から町がやっておる事業に応じた部分でインセンティブ、報償的な部分の費用を、第1号被保険者の持ち分にも充てられるという部分で、そこに充てながら上手に介護の予防事業を実施しておるという部分で、昨年と言いますと、その事業費の部分の部分を充てさせていただいているという部分も含めて、保険料を極力、基金を残すような形で取り組んでおるという状況でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 今答弁いただきましたように、やはり平成30年度や令和元年度の決算概要、行政自ら書かれていますけれども、それを見ると、保険給付費の計画時に決算額が達していないということが書かれています。介護保険事業特別会計は、黒字になっているということがわかります。

そして繰越金が生まれています。そして繰越金の一部が基金積み立てに回り、基金の金額は増額しています。第5期末の基金残高は6,318万円、そして第6期末の基金残高は6,731万円、第7期は、今もう1年残している感じですがけれども、その途中でも既に7,239万円になっていて、計画の中で基金から取り崩すとした第5期2,150万円、第6期4,261万円を取り崩さなくても、設定された保険料で赤字にならず黒字、足らなくて基金を取り崩すという感じではなくて増えていっているの、それは黒字になっています。

このことから、私は、以前から再三言っていますが、町民から介護保険料を徴収しすぎているということを、このことは示していると思います。徴収しすぎた分を第8期の保険料設定に生かすために、少なくとも5期・6期・7期の3期分を積み増した基金を使って、精度の高い計画値を設定して、保険料の値上げをしないことを求めます。それについて見解を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議員お調べのとおり、直近の部分におきましては、基金残高が増えておるとい部分でございます。先ほど来、保険料の部分は、算定等にご説明させていただいておりますとおり、サービス量の見込みの部分につきましては、今までの中よりもさらに精度、また今までも検討はしてございましたけども、やはり介護予防の効果という部分を十分見極めながら、介護度の重度化の部分も上がっていく部分をしっかり計算の方に入れさせていただいて、適正な保険料となるように策定委員会でしっかりと検討いただきたい、事務局から資料提供させていただいて、検討していただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） サービス料が、決算などでサービス料に対して決算額が、給付費が少ないということが、先ほども言いましたけれども、その理由としてよく言われているのが、今言われました介護予防の効果ということを言われているわけです。

しかし、給付費が少ないというような中には、やはり利用料が高く必要なサービスを使えないという、そういう現象があるのではないかと考えるわけです。結局、それは町にということではなく、それは国の政策の部分だと思いますけれども、利用料が払えないからサービスを受けたくても受けられない、こういうような現象があると思っておりますけど、その点について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

サービスを利用するにあたりましては、ケアマネージャーを付けてという形で、ケアマネージャーがご利用者さま、また家族さんの意向を取り入れながらサービスを組んで行くと。その時に利用料等もご相談をさせていただくということになっております。

一般的には要介護の前の要支援からサービスの利用がありますので、基本的に要支援の部分につきましては、直営の町の包括の方で担当しておりますので、その家庭の事情を最初にしっかりと汲み取りながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 国の政策の方で、昨年の10月から消費税が10%に引き上



げになったので、増税分を財源に、第1号被保険者のうち所得区分が第1段階から第3段階の低所得者層の保険料（率）の引き下げが行われました。第1段階は、平成30年度に保険料（率）0.50を0.45に引き下げられ、令和元年度には0.375になり、そして第2段階は、令和元年度に0.69から0.625、そして第3段階は0.74から0.725への引き下げが、町の資料によりますと1,200人の方に行われたということに書いてあります。

条例では、そこに添付してあった条例の中の部分で、平成31年度から平成32年度までの保険料（率）で準用するというようになっており、今年度までの適用というふうに理解します。

第7期介護保険策定委員会でも、町独自の保険料の負担軽減ということを要望がされていたと思います。第1段階から第3段階の低所得者層の第8期の保険料負担軽減を行うために、第8期保険料設定においてもこのままの保険料（率）を継続して、引き上げを抑えるということを提案させていただきますので、今後、具体的な保険料なども検討に入ってもらいますので、そのようなことも検討していただきたい、引き上げを抑えていただきたいと思いますので、これについての答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 第1段階・第2段階・第3段階、一般的に低所得者層の部分での保険料の負担について、今回は消費税の増税に伴って、主たる収入である年金額等は変わらないまま負担が増えるという中で、国の対応措置という形です。

議員おっしゃられるように、この部分につきましては、今年度末、第7期の部分の制度となっております。第8期の部分で、各それぞれの基準保険料に対する料率、割合につきましては、まだ国の方からも第1段階・第2段階・第3段階等、基準となる料率が示されておりませんので、その辺、総合的に、今も申し上げましたように、年金等の収入等で暮らしておられる中、そこが増えてこない部分に対しても、策定委員会で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 以上で、11番、瀧すみ江君の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩といたします。再開を11時40分といたしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 日程第2、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第6、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 提案をさせていただきました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明を申し上げます。議案書1ページから5ページでございますが、一括ご説明を申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名が法務大臣から委嘱を受けられます。その候補者の推薦につきましては、市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。委員の任期は3年となっており、本年12月31日に任期満了となります5名の人権擁護委員につきまして推薦いたしたく存じますので、議会の意見を願います。

まず、議案書1ページの現委員でございます。野々村たつ江<sup>のむらえ</sup>氏の住所・生年月日は、議案書に記載のとおりであります。野々村たつ江氏は元愛荘町職員で昭和49年に旧愛知川町職員に奉職され、平成24年3月31日退職されました。平成24年6月1日からは愛荘町秦荘老人クラブ連合会事務局に勤務され、平成27年10月1日からは町行政相談委員も務めておられます。

奉職中は町行政の立場から人権問題について深く学習をされており、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的に活動いただいております、今回3期目の再任委員として適任者であるため推薦をお願いするものでございます。

2ページの現委員でございます。治武まさ子<sup>じぶこ</sup>氏の住所・生年月日は、議案書に記載のとおりであります。治武まさ子氏は昭和49年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、平成24年3月31日に退職されました。

奉職中は同和加配、人権教育主任、特別支援教員などを歴任されるなど、人権問題に

もよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的に活動いただいております、今回2期目の再任委員として適任者であるため推薦をお願いするものでございます。

3 ページの<sup>かんばやしとくたろう</sup>上林徳太郎氏の住所・生年月日は、議案書に記載のとおりであります。上林徳太郎氏は昭和56年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、平成30年3月31日に退職されました。退職後は就学前の障がいのある子が通う事業所での療育を通じて児童の発達支援や保護者支援に携わるとともに、愛荘町人権教育推進協議会副会長に就任されるなど人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的に活動いただいております、今回1期目の新任委員として適任者であるため推薦をお願いするものでございます。

4 ページの<sup>かんばやしひろあき</sup>上林弘明氏の住所・生年月日は、議案書に記載のとおりであります。上林弘明氏は昭和52年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、甲良中学校をはじめ7つの中学校で教員として赴任され、平成26年3月31日に退職されました。平成18年には愛荘町人権教育推進委員、令和2年4月1日からは愛荘町人権擁護推進委員を務められ、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的に活動いただいております、今回1期目の新任委員として適任者であるため推薦をお願いするものでございます。

5 ページの<sup>あおきとういちろう</sup>青木藤一郎氏の住所・生年月日は、議案書に記載のとおりであります。青木藤一郎氏は昭和53年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、蒲生中学校をはじめ5つの中学校で教員として赴任され、平成28年3月31日に退職されました。退職後は東近江市教育委員会に在籍され、幼小中連携推進員として子どもの人権や児童虐待問題、障害者問題等に深く関わっておられ、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的に活動いただいております、今回1期目の新任委員として適任者であるため推薦をお願いするものでございます。

いずれも任期は令和3年1月1日から令和5年12月31日まででございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（河村善一君）** 人事案件につき、質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略します。日程第2で説明がありました人権擁護委員の候補者として野々村たつ江氏を推薦することについて適任者であると認めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「野々村たつ江氏は適任者である」と町長に回答することに決定しました。

次に、日程第3で説明がありました人権擁護委員の候補者として治武まさ子氏を推薦することについて適任者であると認めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「治武まさ子氏は適任者である」と町長に回答することに決定しました。

次に、日程第4で説明がありました人権擁護委員の候補者として上林徳太郎氏を推薦することについて適任者であると認めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「上林徳太郎氏は適任者である」と町長に回答することに決定しました。

次に、日程第5で説明がありました人権擁護委員の候補者として上林弘明氏を推薦することについて適任者であると認めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「上林弘明氏は適任者である」と町長に回答することに決定しました。

次に、日程第6で説明がありました人権擁護委員の候補者として青木藤一郎氏を推薦することについて適任者であると認めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「青木藤一郎氏は適任者である」と町長に回答することに決定し

ました。

- 
- 議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。
- 休憩 午前11時50分
- 再開 午前11時53分

- 議長（河村善一君） 休憩前に続き会議を開きます。
- 

### ◎報告第6号の上程、報告

- 議長（河村善一君） 日程第7、報告第6号 令和元年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務担当政策監。

- 総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書6ページをお願いします。

報告第6号 令和元年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてご説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

まず1つ目、財政健全化判断比率でございます。実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから該当がなく数値としては表れておりません。実質公債費比率につきましては5.3%であり、早期健全化基準25%を下回っている状況でございます。また、将来負担比率につきましては標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負担割合で3.7%となりました。早期健全化基準350%を下回っている状況でございます。いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況でございます。以上、報告とさせていただきます。

- 議長（河村善一君） ここで代表監査委員の意見を求めます。山本憲宏君。

- 代表監査委員（山本憲宏君） 代表監査委員の山本憲宏です。

令和元年度財政健全化審査意見書および下水道事業会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、令和2年7月28日に提出のあった令和元年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

その結果、いずれの書類も適正に作成しているものと認める。

令和2年8月6日

愛荘町長 有村国知様

愛荘町監査委員 山本 憲宏

同 吉岡 忍ミ子

以上です。

○議長（河村善一君） これで報告第6号を終わります。

---

### ◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第8、承認第11号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書7ページでございます。承認第11号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方自治法179条第1項の規定により、次のように専決処分をしたから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月1日付で次のように専決処分したので報告をさせていただくものでございます。

それでは、別冊補正予算書（専決）と1枚ものの概要版でございますけれども、ご覧をいただきたいと思っております。まず、予算書の1ページをお願いいたします。令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正につきましては、法人町民税の還付に係る一般会計の補正予算でございます。

過去に法人住民税の申告納付があった企業について、本社を管轄する東京都税事務所から通知がありまして、当該企業が平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年に渡る事業年度におきまして、租税条約による二重課税を排除するため、各年度の租税条約の法人税額に相当する町民税法人税割の還付が発生し、総額4,314万8,000円を還付することになりました。しかし、還付用の歳出予算は当初予算が2,200万円であり、臨時的な高額還付までは見込んでいなかったため、今回7月1日付で専決補正をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、1ページの方を朗読いたします。令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,314万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億778万8,000円としたものでございます。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金4,314万8,000円の追加は、財源調整による基金を充当するものでございます。

次、歳出7ページでございます。2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費23節償還金及び加算金4,314万8,000円は、過年度に収入のあった法人税割を租税条約に基づき更正の申告がされたことにより還付をしたものでございます。

以上が令和2年7月1日付けで行いました専決処分による一般会計補正予算の報告でございます。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤です。先ほど補足資料として説明がありました中に、上から2番目の令和2年6月8日という欄ですけれども、これを読みますと24年4月から29年3月31日の5年間のうちの3事業年度において云々と書いています。4,314万8,000円の納入日は、この愛荘町においての納入日です。それはいつ入っているものを還付するということになるのかをお尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）** 税務課長。

**○税務課長（北村章夫君）** ただいまの西澤議員のご質問にお答えをいたします。

当該企業につきましては3月31日をもって事業年度となっておりますので、2ヵ月後の5月31日までに納付されたものと考えておりますが、いまのところご質問いただきました正確な日付までは掌握しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 今ご回答いただきましたが、何年度の3月31日、ちょっとその辺りが理解がしがたいんです。ですから、これは一発で納められたものなのか、あるいは3事業年度ということになっていきますので、実は3事業年度それぞれがあって、合計したら4,314万円になったということなのか。そのところがわかりませんから、一発でしたら何年度に納められた、あるいはこれが3事業年度のトータルということであ

れば何年度にいくらあつて、トータルがこういうようになっていると、そこまできちんと報告をいただかないと審議としてはまずいのではないかと思いますのでお願いします。

○議長（河村善一君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） 西澤議員からご質問いただいた件でございます。7月21日の全員協議会の場で資料を提示をさせていただいておるものでございますけれども、3事業年度のうち、まず第1の年度につきましては平成24年の4月1日から翌25年の3月31日までの事業年度の分について1億144万3,600円を納入されたうち、今回還付すべき額につきましては計算上1,867万2,700円となりました。

次に、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度において1億3,584万3,900円を納入いただいております、うち今回2,447万5,316円を還付するものでございます。

3事業年度目でございますけれども、平成26年4月1日から平成27年3月31日の事業年度につきましては、今回の当該事業の更正によりまして、本来ですと642万4,053円の還付が発生するものでございますけれども、この事業年度の法人税割につきましては、もう既に全額還付をしておりますので、該当はございませんでした。したがって、先ほど申しました平成24年の4月1日から平成25年の3月31日までの分1,867万2,700円と平成25年4月1日から平成26年3月31日までの還付分2,447万5,316円をトータルいたしまして4,314万8,000円と、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第11号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第9、議案第46号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第46号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書は8ページ、説明資料はの1ページをお開きいただきたいと思います。説明資料でご説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行によりまして、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、本町において通知カード再交付手数料として1件500円と定めていた規定を通知カードが廃止されたことに伴い、再交付手数料を削除するとともに、合わせて文言の修正を行うものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行いたしまして、令和2年5月25日から適用するものでございます。

2ページ目が新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。まず、お聞きするのは通知カードの再交付が今日まであったかなかったか、まず1つ。そして、マイナンバーカード、これも再交付が実績があるのかないのかということ。

そして、次に、マイナンバーカードを取得した人が、随時取得している、もしくは、このコロナ禍で取得をした人が多いかもしれません。そういう中で20歳以下の方は5

年後に更新しなければならないということになっています。20歳以上の場合は10年で更新が義務付けられているということで、こうしたことがマイナンバーを取得されている方が知っているかどうかという点で、周知をされているかどうか、同時に交付する時に、それは国のところでされるんだというのかどうかです。そのところの確認をしておきます。

更新の時に、ここは再交付なので、更新時に有料になるのかどうかというところも確認の意味で聞いておきます。

もう1点は出生された子どもさん、出生時において新たにマイナンバーが附番された人については個人番号通知書が送付されるとあるわけです。新生児に対する扱い方、当然これについても再交付ではないわけですが交付、しかし、そういう規定がここに書いていない。こういう細かい部分で、こういうものを書く必要がなければいいんですが、結果として、書いていないものが、どんどん提案したところがあるわけで、ですから、その説明と言いますか、答弁をいただいております。

**○議長（河村善一君）** 福祉担当政策監。

**○福祉担当政策監（岡部得晴君）** まず、通知カードの再交付とマイナンバーカードの再交付のご質問いただいた部分に関しては、申し訳ございません。住民課長から答弁させていただきます。

マイナンバーの更新時の部分でございます。5年・10年の更新の時の手数料につきましては、基本的には再交付というような形で必要になってまいります。なお、第1回目に関しては無料でというような形でマイナンバーカードが作成されるというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

それと、最後の通知につきましては、基本的には今回通知カードがなくなりましたので、その代替りの通知が発送されますが、通知カードと同様の効力はございません。マイナンバーが必要な場合は住民票等を取っていただいて、マイナンバーカードをお持ちでない方はそういう形でマイナンバーを確認していただくというような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（河村善一君）** 住民課長。

**○住民課長（阪本 崇君）** マイナンバーカード、通知カードの再交付があったか、なかったかという部分については、今年度につきましては4月のみ、4月5月になっているんですが、実績としまして令和元年度、1年間でだいたい103件ほどの再交付があっ

たというものでございます。以上です。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 更新時に有料になるということが町民の皆さんに知っていただいておくということが大事なので質問をしておきました。

それでは、質問しますけれども、この条例で一番下段、付則についてです。この条例は公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。要するにさかのぼって適用するという付則があるんです。それなら、通常考えれば6月議会に出すべきなんです。もし出せなかったら専決処分になるんです。

これ事務的には皆さんもおわかりだと思えるのです。なぜ、こういう事態になったのか、要するに準則が届かなかったと、国の指示が来なかったということも考えられますので、そういうところの確認で、この条例提案が整合性を示していただきたいということで質問をしていきます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） お答えいたします。

本来でしたら、辰己議員がご質問いただいたとおりの部分で対応すべき部分でございます。ただ、本来、廃止になるという準則なり通達の方が遅かったという中で、今回こういう形の付則をお願いをさせていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

この条例改正は答弁にあったように、国そのものの通達と言いますか、そういうものが遅れてきているという中で、施行だけは早くしなければならないというふうなねじれた状況を、要するに市町につくりだしているということを、まず指摘しておきます。

それでは討論に入ります。この議案第46号 愛荘町手数料条例の改正について反対をします。まずはじめに、本年3月議会に提案された愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部改正に賛成したことを述べておきます。その理由は今議会の手数料条例改正には個人番号カードの利用促進が含まれていることから、反対するに際して、3月

議会の条例改正の表題に愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部改正に賛成したことへの誤解を招いていただかないために、まず言っておきます。

3月議会は行政キオスク端末機の廃止に伴う条例の削除整理であったので賛成としました。今議会での手数料条例改正はマイナンバーカード取得を促進するため、番号通知の際に郵送される現在の紙製の通知カードを廃止し、顔写真付きのカードを持たざるを得ないようにしたデジタル手続法に基づくサブ助成費の一部改定であり反対するものです。

マイナンバー制度は、政府がいくら宣伝しても、個人情報の漏えいやカードの紛失や盗難といった国民の不安はぬぐえず、顔写真付きのマイナンバーカードは普及していません。本町の議員全員協議会でも一部明らかとなっています。

こうした国民の不安に応えず、安倍政権はカードを使わざるを得ない状況をつくりだすため、1、2021年からマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするなどの健康保険法等改正。2、戸籍事務とマイナンバー制度を結びつける戸籍法改正。3、行政の手続きや業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法を2019年の通常国会で成立させています。

政府はマイナンバーカードを個人情報保護のための厳格な安全対策を講じ、高いセキュリティーを確保した、利用時には暗証番号が必要になるから他の人には使えないなどと宣伝してきましたが、デジタル手続法では暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を入れ込み、個人情報保護を後退させています。

さらに、消費税増税対策として自治体発行ポイントのマイナンバーカードへの付与を盛り込むなど、マイナンバーカード普及のために、手あたり次第とやっているわけです。マイナンバーそのものの問題点もさることながら、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押しつけるやり方は本当にやめるべきです。

加えて言います。政府は利便性の向上というものの障害者や高齢者などデジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でIT機器が利用できない人などへの具体的な対策はデジタルに習熟せよと求めているだけです。従来の書面、窓口での対面による手続きがなくなっていくことによる利便性後退の懸念があることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋正夫君。

○7番（高橋正夫君） 私は議案第46号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例に

賛成する立場から討論を行います。

個人番号の通知カードの記載の正確性を維持するために、住所を移転した際など通知カードの記載事項を変更することが必要となっております。この事が通知カード所有の住民の皆さんや市町村の職員に負担となっているなどを理由に、デジタル手続法の一部を改正する法律の施行によって、通知カードが令和2年5月25日で廃止されました。

この事を受けて国が示された事務処理要領に準じて定められていた通知カードの再交付手数料を条例より削除されるものです。以上の理由によりまして本条例の一部改正については妥当なものであることから賛成するものでございます。

議員各位におかれましても、ご理解いただきご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第46号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を1時半といたします。

休憩 午後12時21分

再開 午後 1時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に続き会議を開きます。

---

### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第10、議案第47号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第47号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別冊資料の概要の1ページをお開きいただきたい

と思います。予算書の1ページでございます。

議案第47号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億3,378万8,000円とするものがございます。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

5ページでございます。第2表 地方債補正であります。臨時財政対策債において額が確定したため限度額を2億8,200万円から2億7,879万1,000円に変更をお願いするものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

まず、今回の補正の主なものについて申し上げます。歳入では地方交付税の交付額の決定による増額、当初予算において財源不足分を財源調整として財政調整基金繰入金を計上しておりましたけれども、交付税額等の増額による繰入金の取りやめるものがございます。

歳出では新型コロナウイルス感染症に伴う各種事業の中止または変更に伴う精査、障害者の日中一時支援事業の追加、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園や学童保育所などに対して消毒液等の購入や備品購入費の補助、感染症防止対策に関連した家庭におけるごみの排出量が増加したことによる処分費の増額、学校への支援としてコロナ対策について学校への補助金の新設等でございます。

それでは、予算書の事項別明細書の8ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

10 款地方交付税1項地方法交付税1目地方交付税1節の地方交付税9,249万8,000円の追加は交付決定によるものがございます。

14 款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金13節の介護保険料低所得者軽減対策負担金25万7,000円の追加は交付決定によるもので補助率は2分の1でございます。

下段、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節の障害福祉費補助金719万1,000円の追加は、主に障害者の日中一時支援事業の追加で補助率は2分の1および地域生活支援事業補助金の新型コロナ対策に伴う補助でございます。

下段、3節児童福祉費補助金346万8,000円の追加は、新型コロナ対策に伴う子ども・子育て支援センターおよび学童保育所の感染防止対策に伴う補助で補助率は10分

の10でございます。

3目衛生費国庫補助金4節疾病予防対策事業事業費等補助金20万7,000円の減額は、新任期保健師の採用がなかったことによるものの減額でございます。

8目教育費国庫補助金9節学校保健特別対策事業費補助金400万円の追加は、学校再開に伴う新型コロナ対策や学習補償に係る支援事業の実施に係る補助金で補助率は2分の1でございます。

9ページをお願いいたします。15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金12節の介護保険料低所得者軽減対策負担金12万8,000円の追加は、交付決定によるもので補助率は4分の1でございます。

下段、2項県補助金2目民生費県補助金4節の障害福祉費補助金310万9,000円の追加は、先の国庫同様、障害者の日中一時支援事業で補助率は4分の1でございます。

下段、7節児童福祉費補助金346万8,000円の追加は、子育て支援事業中止に伴う講師謝礼の減額と新型コロナ対策として子育て支援センターおよび学童保育所6ヵ所分の消耗品や備品購入費で補助率は10分の10でございます。

下段、5目農林水産業費県補助金2節の農業振興費補助金70万6,000円の追加は、中山間地域等直接支払交付金として補助率3分の2および環境こだわり大豆流通対策事業交付金で補助率は10分の10でございます。

下段、10目教育費県補助金1節の学校教育費補助金566万1,000円の追加は、スクールサポートスタッフ配置支援事業補助金として学校再開に伴い学級担任の補助を実施するために配置するもので補助率は3分の2でございます。

下段、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金9,458万1,000円の減額は、財源調整によるものでございます。

10ページでございます。20款諸収入5項雑入5目雑入1節の総務費雑入388万2,000円の追加は、姉妹都市交流事業の中止による参加者負担金の減額および彦根愛知犬上広域行政組合へ派遣している職員1名分の人件費について愛荘町で一括負担をしているため、組合から返還を受けるものでございます。

下段、8節教育費雑入42万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症に伴うあいしょう学びの広場事業の中止に伴う受講料でございます。

下段、21款町債1項町債1目総務債3節臨時財政対策債320万9,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

続いて、歳出 11 ページでございます。1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 1 節の報酬 104 万 1,000 円の減額は 6 月 19 日の 6 月議会最終日における議決により、議会議員報酬月額を令和 2 年 7 月から 12 月までの期間 5% の減額措置分でございます。

下段、19 節負担金補助及び交付金 5 万円の減額は、全国議長・副議長研修会の中止に伴う減額分でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 40 万 9,000 円の減額は、議員同様、町長・副町長の給与月額を減額措置するものでございます。

下段、6 目企画費 654 万 2,000 円の減額は姉妹都市交流事業の中止による減額、7 目電子計算費 13 節委託料 194 万 5,000 円の追加は障害者自立支援給付審査支払等のシステムの改修に伴うもの、下段、15 節工事請負費 28 万 2,000 円の追加はコンビニ交付対応の行政キヨスク端末の撤去費用の計上でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 11 節需用費 43 万 2,000 円の減額は、地域福祉計画の印刷業務の実績による精査でございます。

下段、12 節役務費 39 万 9,000 円および 13 節委託料 40 万 1,000 円の追加は旧つくし保育園において現在社会福祉法人に賃貸借しているもので将来売却の方針で進めており、地元と調整し、特に問題がないことから測量業務および不動産鑑定を行うものでございます。

下段、8 目障害福祉費 13 節委託料 1,191 万 3,000 円の追加は、障害者の自立支援地域生活支援事業で障害のある方が利用されている 2 施設の日中一時支援事業の利用者増加による追加でございます。

下段、19 節負担金補助及び交付金 33 万 4,000 円および 12 ページ、上から 2 段目の 19 万 3,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターの体制強化に伴う負担金及び補助金でございます。

その上の在宅重度障がい者住宅改造事業 25 万円の追加は、当初 1 件を見込んでおりましたけれども 2 件の申請となったことによるものでございます。

下段、12 目介護保険費 28 節の繰出金 46 万 3,000 円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金によるものでございます。

下段、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 1 節報酬 4 万 9,000 円など以下目中の減額分につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う会議・研修会等の中止によるものでございます。



中ほど 11 節需用費のうち消耗品費 20 万円および 18 節備品購入費 80 万円の追加は、消耗品や備品購入など子育て支援拠点施設に対して一町当たり国県各 50 万円を新型コロナウイルス感染症包括支援交付金として支援いただくものでございます。

19 節負担金補助及び交付金のうち保育所運営対策費補助金 250 万円の追加は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保育所や保育所職員支援のために実施される緊急包括支援事業に対し限度額 50 万円で 5 つの民間保育所に補助をするものでございます。

同じく下段、学童保育所感染症対策補助金 300 万円の追加は、学童保育所 6 ヶ所分に対する上記同様の補助金でございます。

下段、4 目保育園費 4 万 2,000 円の追加は新型コロナ感染症に伴い、つくし保育園が保護者への緊急メール配信をするための経費でございます。

13 ページです。上段 18 節備品購入費 50 万円の追加は、つくし保育園に対する感染症対策に伴う備品購入費で補助率は 10 分の 10 でございます。

5 目児童福祉施設費 8 節報償費 7 万 1,000 円の減額は、新型コロナに伴う子育て支援センターの臨時休館で教室の中止による減額です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費の 47 万 9,000 円の減額は、新型コロナによる乳幼児健診の中止および各種健診事業実施変更に伴う郵便代の追加でございます。

下段、2 目予防費 15 万 7,000 円の減額は、新型コロナによる胸部 X 線撮影に係る戸別訪問検診の中止によるものでございます。

下段、3 目環境衛生費 483 万 8,000 円の追加は、ごみ収集運搬等委託料で新型コロナにより家庭から出る廃棄物排出量が増加したことによるものです。

下段、5 目健康増進事業費 251 万 5,000 円の減額は、新型コロナによる生活習慣病健診の中止および各種健診業務の実施方法変更に伴う郵便代の追加でございます。

14 ページをお願いします。6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 15 節工事請負費 73 万 7,000 円の追加は山川原ほ場整備地区内の用水路の漏水による止水工事、下段、19 節負担金補助及び交付金のうち中山間地域等直接支払事業 44 万 5,000 円の追加は竹原地区が機能強化加算されたことによるものでございます。

下段、環境こだわり大豆流通対策事業 46 万 4,000 円の追加は、国の制度見直しにより大豆が地域特任取り組みの活動メニューから除外されたことにより経営への影響が懸念されることから、県が経過措置として支援策を講じることになったものでござい

す。

下段、2項林業費1目林業振興費8万円の追加は、秦川山生産森林組合の環境林整備事業として間伐実施による造林事業の補助でございます。

下段、7款商工費1項商工費3目観光費11万円の追加は、観光物産推進計画に基づき関係団体が連携し、ネットワークを確立するため(仮称)愛荘町観光物産振興推進会議を設置するものでございます。

15ページになります。8款土木費2項道路橋梁費3目道路維持費215万円の追加は、名神高速道路に仮設されている松尾寺南地先の南門橋のコンクリート剥落防止対策工事を実施するための工事費でございます。

下段、4項都市計画費2目下水道費15万5,000円の追加は、下水道事業会計補正予算に伴う繰出金です。

下段、5項住宅費1目住宅管理費7万円の追加は、愛荘町空家対策等協議会の会議開催回数の増加に伴う増額でございます。

下段、10款教育費1項教育総務費2目事務局費17万8,000円の減額は、町長・副町長同様の教育長分でございます。

3目教育振興費8節報償費6万円の減額は新型コロナに伴う適応指導教室事業研修会の中止によるもの、11節需用費印刷製本費78万7,000円および19節負担金補助及び交付金800万円の追加は新型コロナウイルス感染症に伴う児童・生徒への対応および小学校へのコロナ対策補助金として児童数に応じて学校へ補助を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。10款教育費2項小学校費1目学校管理費は、新型コロナ対策に伴うスクールサポートスタッフ配置支援事業補助金に係る財源更正を行うものでございます。

5項社会教育費1目社会教育総務費118万6,000円の減額は、あいしょう学びの広場事業の教養講座の中止でございます。

下段、2目人権教育振興費36万8,000円の減額は、人権啓発演劇の中止でございます。

下段、6目公民館費9節旅費6万1,000円の追加は会計年度任用職員の通勤手当の不足分、19節負担金補助及び交付金35万円の減額は防災キャンプの中止、7目図書館費37万5,000円の追加は会計年度任用職員の通勤手当の不足分、10目町民センター費17

万 5,000 円の追加は消防点検による避難誘導灯の修繕でございます。

下段、11 目博物館費 7 万 8,000 円の追加は、会計年度任用職員の通勤手当の不足分でございます。

17 ページ、6 項保健体育費 1 目保健体育総務費 210 万 8,000 円の減額は、オリンピック延期による減額分でございます。

下段、2 目体育施設費 79 万 6,000 円の追加は、消防点検による自動火災報知設備の修繕によるものでございます。

次、18 ページでございますけれども、給与費明細書に記載のとおりでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第 4 7 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第 4 7 号 令和 2 年度愛荘町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第 1 1、議案第 4 8 号 令和 2 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第 4 8 号 令和 2 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明させていただきます。議案書の 19 ページ

をお願いしたいと思います。

令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,218万9,000円とするものがございます。

事項別明細書の24ページをお願いしたいと思います。今回の補正予算につきましては、令和元年度の診療報酬の額が確定したことなどによりまして、精査した結果を予算措置しようとするため補正をお願いするものがございます。

まず、歳入の部、11款繰越金1項繰越金2目その他繰越金は、前年度繰越金としまして240万7,000円を追加するものがございます。

12款諸収入2項雑入10目普通交付金は、過年度分として令和元年度に滋賀県国民健康保険団体連合会に診療報酬の額として交付していた普通交付金が確定したことにより、返還されるため234万3,000円を追加するものがございます。

次ページをお願いします。歳出でございます。10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金については、修正申告などに伴い一般被保険者の保険税の還付が増額したため100万円を追加するものがございます。

3目償還金については、前年度の診療報酬の額や特定健康保険等事業費が確定したことにより普通交付金および特別交付金の額が確定したため、滋賀県へ返還が生じるため375万円を追加するものがございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第48号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第12、議案第49号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第49号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。議案書の26ページをお願いしたいと思います。

令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,046万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,597万5,000円とするものでございます。

31ページの事項別明細書をお願いしたいと思います。今回の補正予算につきまして、前年度の保険給付費の給付費ならびに地域支援事業の確定に伴い、財源ごとに負担割合で精査がなされるためと新型コロナウイルス感染症に伴い地域支援事業を中止したことによる減額などを予算措置しようとするものでございます。

歳入の部でございます。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、低所得者保険料軽減負担額が交付決定されたことにより特別徴収分を49万3,000円減額し、普通徴収分を2万2,000円減額するものでございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、新型コロナウイルス感染症に伴い地域支援事業を中止したことにより現年度分として2万3,000円を減額するものでございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、前年度の保険給付費実績によりまして過年度分として9万4,000円の追加交付を受けるものでございます。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、

新型コロナウイルス感染症に伴い地域支援事業を中止したことにより現年度分として1万2,000円を減額するものでございます。

32 ページをお願いしたいと思います。8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症に伴い事業を中止したことにより、事務費繰入金として4万1,000円を減額するものでございます。

4 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、新型コロナウイルス感染症に伴い地域支援事業を中止したことにより現年度分として1万1,000円を減額するものでございます。

5 目低所得者軽減対策公費負担繰入金は、交付決定に伴いまして現年度分として51万5,000円を追加するものでございます。これは最初の保険料の減額分と同額でございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症に伴い地域支援事業を中止したことにより1万4,000円を減額するものでございます。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は、前年度の事業実績としまして1,993万4,000円を前年度繰越金に追加するものでございます。

10 款諸収入 3 項雑入 7 目雑入は、住民税課税誤りに係る介護給付費返還金として53万7,000円を雑入に追加するものでございます。

次ページとなります。歳出の部でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費については、県外で予定されていた研修が新型コロナウイルス感染症に伴い中止されたことにより旅費3万9,000円を減額するものでございます。

4 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業 7 目在宅医療・介護連携推進事業費は、新型コロナウイルス感染症に伴い予定していた会議を中止したことにより報償費を4万5,000円減額するものでございます。

9 目認知症総合支援事業費は、新型コロナウイルス感染症に伴い予定されていた66かまど祭りが中止されることにより使用料1万5,000円を減額するものでございます。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第1号被保険者保険料還付金は、令和元年度中に還付できなかった介護保険料42万8,000円を追加するものでございます。内訳は40名分で特別徴収が20名、普通徴収が20名分でございます。

3 目諸支出金は、前年度の介護給付費ならびに地域支援事業費の確定により過年度分の負担金交付金といたしまして1,089万円を返還するために追加するものでございます。

34 ページをお願いします。2 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は、前年度の事業実績に伴い余剰金といたしまして 924 万 5,000 円を積み立てるために追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第 49 号 令和 2 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 50 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第 13、議案第 50 号 令和 2 年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第 50 号 令和 2 年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書の 35 ページをお願いいたします。

第 1 条 令和 2 年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正です。第 2 条 令和 2 年度愛荘町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございます。第 1 款の下水道事業収益として既決の予定額 11 億 7,585 万

4,000 円、補正予定額 15 万 5,000 円の追加です。計 11 億 7,600 万 9,000 円。

支出、第 1 款下水道事業費用 10 億 9,095 万 6,000 円、補正予定額 15 万 5,000 円の追加、計 10 億 9,111 万 1,000 円でございます。

38 ページをお願いいたします。下水道事業会計補正予算実施計画説明書により説明をさせていただきます。収益的収入及び支出、まず収入でございます。1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計補助金 1 節他会計補助金でございます。15 万 5,000 円の追加でございます。こちらは一般会計の繰入金でございます。

次に、支出でございます。1 款下水道事業費用 2 項営業外費用 3 目雑支出 1 節雑支出でございます。補正の予定額が 15 万 5,000 円の追加となるものでございます。これは過年度の上水道の漏水によります下水道使用料の還付金でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第 50 号 令和 2 年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を 2 時 15 分といたします。

休憩 午後 2 時 03 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（河村善一君） 休憩前に続き会議を開きます。

---



## ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第14、議案第51号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議案第51号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について、ご説明申し上げます。議案書9ページ、ならびに別途配付させていただいております滋賀県市町村交通災害共済組合と表書きされております一般会計歳入歳出決算書および組合決算概要をお願いいたします。

滋賀県市町村交通災害共済組合については、令和元年度末で解散を行ったため、同組合の令和元年度決算につきましては、地方自治法第292条において準用される同法施行令第5条第3項の規定に基づき、各構成団体において監査委員の審査を経たうえでの議会の認定に付することと定められていることから、今般議会に上程を行うものでございます。

昭和43年に設立された滋賀県市町村交通災害共済組合については、民間保険制度の充実等に伴い加入者数が減少したこと、また基金を取り崩す中での運営を継続することが困難であること等の理由により、令和元年度末で解散いたしました。

令和元年度決算に関してですが、組合決算概要5ページをご覧ください。歳入総額4億6,319万5,920円、歳出総額4億5,484万1,115円、歳入歳出差引残金835万4,805円となります。残金につきましては同組合の事務承継団体である滋賀県市町会に承継されることとなります。

歳入についてでございますが、財産運用収入7万8,038円、基金繰入金4億5,687万4,613円、前年度繰越金624万3,140円等となっております。

歳出についてでございますが、組合職員給与等を含む総務費3,379万5,293円、災害見舞金等を含む業務費309万8,822円、19市町等への財産処分配分金を含む諸支出金4億1,787万4,613円等となっております。

簡潔ではございますが、ご説明の方を終了させていただきます。以上、ご審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） それでは監査委員の報告を求めます。10番、吉岡ゑみ子君。

〔10番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○10番（吉岡ゑみ子君） 10番、吉岡ゑみ子です。監査報告を申し上げます。令和

元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計決算の審査の結果を報告させていただきます。

第1審査の理由については、滋賀県市町村交通災害共済組合は昭和43年に設置され、わずかな共済掛け金で不慮の交通事故で災害を受けられた県民に対する災害見舞金支給を県民相互で支え合う制度として、また住民福祉の増進に寄与することを目的に交通災害共済に関する事務を共同処理するため設置された一部事務組合であるが、多種多様な民間保険制度等の充実している今日においては、県民にとって事業の必要性が低下していることや、近年基金からの取り崩しての組合運営を余儀なくされる状況から事業継続は難しく、その使命も果たせたものとして令和2年3月31日に解散されました。

解散後の処理については、地方自治法施行令第5条が準用され、旧組合の管理者である野洲市長が決算を行い、各構成団体では、この決算を監査委員の審査を経て議会の認定に付することと定められている。

本件はこのような理由により、去る8月4日決算審査を行ったものであります。

第2審査の対象および第3審査の日については、皆さんのお手元の意見書のとおりでございます。

第4審査の結果といたしましては、審査に付された決算書、組合決算概要、予算差引簿(写)、残高証明書(写)は地方自治法その他の諸規定に従い作成されていること、決算の計数についても関係書類帳簿と符合して正確であることを認めました。

令和2年8月6日

愛荘町長 有村国知様

愛荘町監査委員 山本憲宏

同 吉岡忍ミ子

○議長(河村善一君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(河村善一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(河村善一君) 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(河村善一君) 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第51号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定については、認定することに決定しました。

---

### ◎議案第52号～第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（河村善一君） 日程第15、議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第20、議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（本田康仁君） それでは、議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものです。

また、議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるもので、以上の議案を一括ご説明いたしますが、説明の前に、昨年4月は平成31年度として会計年度がスタートをし、5月1日に現天皇の即位により元号が令和と改正され、会計年度としては令和元年度として同一することとしています。

まず、令和元年度主要施策の成果を概要書でご説明申し上げます。青色の決算の概要をご覧くださいと思います。

令和元年度は第2次愛荘町総合計画がスタートし、10年後をめざすまちの姿『愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。』の実現に向け、重点施策である『ひとづくり・しごとづくり・まちづくりのプロジェクト』の実施に必要な基盤体制を重点的に推進いたしました。

重点戦略の1点目、次代を担う「ひとづくりプロジェクト」では、第2期愛荘町子ども子育て支援事業計画の策定、さらに第4期愛荘町地域福祉計画と健康あいしょう 21の策定を行いました。教育関係では第2期愛荘町教育大綱教育振興基本計画の策定に向けて検討を行いました等々でございます。

重点戦略の2点目、誰もが活躍できる「しごとづくりプロジェクト」では、観光での地域活性化に向けて愛荘町観光物産振興計画の策定、また中小企業者等の持続的発展と成長に向けて愛荘町中小企業小規模企業振興基本条例を制定しました等々でございます。

重点戦略の3点目、未来を先どる活力ある「まちづくりプロジェクト」では、今後10年、20年先の町の目指すべき方向性を住民と共に共有する町のグランドデザインの策定に向けて動き出しました。また愛荘町公共施設個別施設計画第1期に基づき行政機能の配置の最適化を検討するため庁舎等のあり方検討委員会を設置し検討を行いました。さらに地域連携の促進や活力ある地域づくりに向けた計画的な道路整備を推進するため、町道愛知川栗田線道路改良事業の用地測量業務等を実施しました。以上、これら3点の重点戦略を進めてまいりました。

第2節3ページには歳入歳出の決算の規模が前年度との比較で表し、第4節5ページ以降には歳入の部分の前年度との比較で表しています。第8節11ページにおいては財政健全化仕様の説明、先ほどもありましたが、当町は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率のいずれの仕様も早期健全基準に達することはありませんでしたが、今後とも引き続き健全な財政運営の維持継続を図ります。

それでは、令和元年度愛荘町一般会計から各特別会計および下水道事業会計までを決算書に従いまして説明いたします。各会計歳入歳出総額のみ説明といたします。決算書をお願いします。

令和元年度愛荘町一般会計歳入決算からご説明します。決算書の4・5ページです。最下段、収入済合計金額は91億1,178万2,299円です。平成30年度に比べ約9億6,800万円の収入減となりました。この要因については概要書の5ページに前年度との比較表が表してあります。

自主財源は41億9,891万2,000円で決算額の構成比率としては46.1%となりました。次に、処分をした不納欠損合計金額は537万1,091円です。

続きまして歳出でございます。8・9ページをお願いします。最下段、支出済合計金額は87億7,975万2,748円でございます。歳入歳出差引額は3億3,202万9,551円となりました。

次に148ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。先ほどの差引額3億3,202万9,551円のうち令和2年度繰越明許額は1億3,264万9,000円で、実質収支

額は1億9,938万551円の黒字となりました。

次に149ページ、財産に関する調書でございます。

公有財産 1. 土地及び建物でございます。最下段、土地の年度末地籍は56万559.07㎡で451.62㎡の増、建物の決算年度末延べ面積は10万5967.01㎡で532.46㎡の増であります。土地の面積増の主なものは、ゆめまちテラスえち当該地の地籍の構成によるものや川原地先の調整池地の取得また建物の面積増では山川原地域総合センターの改築によるものです。

次に150ページ、2. 物品でございます。消防車および自動車、決算年度末、消防車は6台（1台の減）、自動車は46台（7台の減）であります。

その下、3. 債権でございます。愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付は2,200万7,228円、また町有財産賃貸借料は120万円、合計で2,340万7,228円です。

次に151ページ、4. 支出の出資による権利でございます。合計10件で3,814万6,000円です。増減はありません。

次に152ページ、5. 基金でございます。財政調整基金をはじめとする13の基金の決算年度末現在高でございますが、合計金額が48億5,233万円であります。土地開発基金につきましては現金2億8,381万5,085円、土地3万6481.85㎡、建物1420.26㎡です。

最後に、6. 有価証券です。西村教育基金で決算年度末現在高は24万6,979円となっております。以上が一般会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をします。決算書の155・156ページをお願いします。歳入ですが、最下段収入済合計金額は8460円、続きまして歳出は次のページをお願いします。最下段支出済合計金額は8460円でございます。

次に、163・164ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出同額であり実質収支額は0円でございます。財産に関する調書では小集落地区改良事業用地1万5509.88㎡で前年度と増減はありません。以上が土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をします。決算書の166・167ページをお願いします。歳入ですが、最下段、収入済合計金額は18億4,050万6,084円、不納欠損合計金額は359万600円です。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いします。最下段、支出済合計金額は18億1,722万1,059円でございます。歳入歳出差引残額は2,328万5,025円です。

次に、184ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支額についても2,328万5,025円の黒字となりました。

次に、財産に関する調書でございます。国民健康保険財政調整基金は1億3,345万6,950円で前年度より1,000万円の積立増となりました。以上が国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明します。決算書の187・188ページをお願いします。歳入でございます。最下段、収入済合計金額は1億8,529万9,509円です。不納欠損合計金額は0円です。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いします。最下段、支出済合計金額は1億8,442万7,062円です。歳入歳出差引残額は83万2,447円です。

次に、197ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支額についても83万2,447円の黒字となりました。以上が後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明します。決算書の199・200ページをお願いします。歳入ですが、最下段、収入済合計金額は14億8,160万6,531円です。不納欠損合計金額は95万4,616円です。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いします。最下段、支出済合計金額は14億6,167万1,162円です。歳入歳出差引残額は1,993万5,369円です。

次に、223ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支額は1,993万5,369円の黒字となりました。

次に、224ページ、財産に関する調書でございます。介護保険準備基金でございます。決算年度末現在高は6,315万3,122円で、前年度より787万3,602円の減少となりました。以上が介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、別冊の令和元年度愛荘町下水道事業会計決算についてご説明します。令和元年度から下水道事業会計は、これまでの下水道事業特別会計の現金主義、単式簿記の会計方式から地方公営企業法の財務規定等の適用による発生主義、複式簿記の企業会計方式に移行しました。

決算書の2ページをお願いします。収益的収支につきましては、いわゆる三条予算と言い、当該年度の下水道事業の経営活動に伴い発生すると予定されるすべての収益と、それに対応するすべての費用を計上しています。主な収入は下水道使用料および一般会計からの繰出金としての他会計補助金です。

また、支出につきましては、主に下水道施設等の維持管理に係る費用を計上するものです。

それでは、収益的収入でございます。消費税込みの金額で表示しています。上段、下水道事業収益の決算額は11億6,056万6,449円でございます。

続きまして、収益的支出でございます。下段、下水道事業費用の決算額は10億5,431万6,590円でございます。

次に、3ページをお願いします。資本的収支につきましては、いわゆる四条予算と言い、施設の稼働によって住民にもたらされる利益の程度、つまり住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用度の増数に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備拡充等の建設改良費、これらの建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等を計上するものです。

資本的収入でございます。上段、下水道事業資本的収入の決算額は5億2,634万2,300円でございます。

続きまして、資本的支出でございます。下段、下水道事業の資本的支出の決算額は8億587万3,071円でございます。

次に、4ページをお願いします。損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額で表示していますが、最下段に当年度末処分利益余剰金が7,877万2,811円の純利益となっております。こちらは先ほどの2ページ、収益的収入総額の消費税分を除いた11億2,991万7,425円と収益的支出総額も同様に消費税分を除いた費用総額10億5,114万4,614円の差引残高が7,877万2,811円となりました。以上、令和元年度愛荘町下水道事業会計決算について説明を終わります。

最後に概要書の3ページに令和元年度の下水道事業会計を除く決算総額を表しております。歳入決算総額126億1,916万2,000円で、前年度比9億4,974万2,000円の減、歳出決算総額では122億4,308万1,000円で、前年度比8億4,737万4,000円の減となりました。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は3億7,608万1,000円の黒字であ

り、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 3,264 万 9,000 円を差し引いた実質収支額は 2 億 4,343 万 2,000 円、前年度より減額となりましたが、各会計とも黒字決算でありました。

令和元年度の情勢は米中の経済通商対立による日本経済の先行きが不透明な時代であり、また後半は新型コロナのパンデミックにより 3 月には学校も休校になるといった情勢での決算でしたが、何とか黒字で締めくくることができました。

しかし、次年度以降、本年度も含め町の財務状況に不安要素があります。新型コロナ禍による景気的情勢により町財政は緊迫しつつあり、今からこの難関に立ち向かうべき創意工夫が求められ、更に効率的な行政運営が必要であると考えます。

以上、総計のみの報告をし、各事業詳細につきましては各委員会において担当課から報告があります。これで令和元年度愛荘町一般会計および愛荘町各特別会計、愛荘町下水道事業会計の決算についての説明を終わります。

○議長（河村善一君） それでは、監査委員の報告を求めます。

〔10番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○10番（吉岡ゑみ子君） 10番、吉岡ゑみ子です。令和元年度愛荘町一般会計ならびに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 2 年 8 月 1 日提出のあった令和元年度愛荘町一般会計他各 4 特別会計の歳入歳出決算について、去る 8 月 4 日・5 日・6 日の 3 日間審査をした。その結果が決算書の内容および予算の執行状況については適正に行われているものと認めました。第 1 審査の対象、第 2 審査の期間、第 3 審査の方法および第 4 審査の結果はお手元の意見書のとおりでございます。

令和 2 年 8 月 6 日

愛荘町長 有村国知様

愛荘町監査委員 山本憲宏

同 吉岡ゑみ子

結びに、令和元年度決算審査に関して、以下の項目について監査委員の意見とする。

1. 給食費の考え方を整理されたい。給食費の個人負担金については、学校給食法の規定により、性格的に実費負担という考え方であるが、当年度の給食費の徴収予定額を調定額に計上し、実際に回収された給食費を収入済額に、未回収額を収入未済額に計上されている。その一方で過年度分の給食費については徴収済額と同額を調定額に計上されている。そのため、決算書上は滞納分が把握できません。給食費の滞納がないように



努められる一方、不納欠損処理についての町としての対応を明確にさせていただきたい。

2. 施設の整備及び修繕について。公共施設については、建設後かなりの年数が経過しており、この数年、複数の施設において修繕がなされており、大幅な修繕が必要な時期になってきていると思われます。修繕を計画的に行うためにも、計画を立てて将来の修繕にそなえていくことが必要になるものと考えます。庁舎等のあり方検討委員会からも答申が出されていると思いますが、答申を受け、速やかに町として対応をしていただきたい。

3. 適切な職員の育成指導。必要な部署には人員を厚く配置するなど効率的な人員配置が必要であり、メリハリをつけた適切な職員の配置は、組織の効率的な運営にもつながります。さらに上席者が職員の状況をチェック・指摘していくことは健全な組織の運用という点からも重要で、適切な時期に報告が上がり指導できる状況のもと、不適切な行為が行われていたときは迅速に指摘されることを望みます。さらに、組織運営の基本でもある報告、連絡、相談を徹底していただくことを求めます。

終わりになりますが、今後とも住民ニーズを取り入れ、住民福祉の向上と愛荘町発展のため、町長以下職員一丸となって邁進されることを期待し、監査報告といたします。

続いて、令和元年度愛荘町下水道事業会計の審査の結果を報告させていただきます。地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年6月22日提出のあった令和元年度愛荘町下水道事業会計決算について、去る6月22日に審査をした。その結果は決算書の内容および予算の執行状況については適正に行われているものと認めました。第1. 審査の概要および第2. 審査の結果はお手元の意見書のとおりでございます。

令和2年6月26日

愛荘町長 有村国知様

愛荘町監査委員 山本憲宏

同 吉岡多美子

第3. 審査の意見、令和元年度決算審査にあたり関係帳簿との照合および計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。最後に、町民の衛生的で快適な居住環境の維持とびわ湖をはじめとする水質保全の維持を目的に、健全経営の下で持続可能な下水道事業を目指し、引き続き努められることを期待し、審査の意見といたします。

○議長（河村善一君） これより議案第52号から議案第57号までの質疑に入ります。  
質疑ありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 特に議案第52号、一般会計歳入歳出決算の認定に対して質疑をしておきます。まず、31年度の当初予算、編成にあたっての考え方を読みさせていただいて、それに基づいて決算に、どういう到達になっているのか、そのことを2点お伺いします。

当初予算の考え方には年々膨れ上がる新規投資事業（箱もの整備）から脱却し、限られた財源の中で本町の持続的発展につながり、未来への投資となる選択と集中により、重点化しましたと書いてある。そこで、選択と集中の到達、評価について町長にお伺いしておきます。

次に、重点戦略としてひとづくり・しごとづくり・まちづくりプロジェクト、ここでは今会計管理者から報告がありましたように、基盤体制を進めたということの報告がされています。よって、町長は3つのプログラムの推進によって愛荘町をどのようなまちに仕上げたいこうとされているのか、その考え方をお伺いしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

平成31年（令和元年）ということに関しましてでございますけれども、ハコモノからの脱却ということで、このそれぞれの3つのプロジェクトということでございますけれども、私が目指していきたいということがございます。これは総合計画に記させていただいておりますけれども、「愛着と誇り」ということを、この町の住民の皆さまがお感じになれる、そういうまちを目指していきたいということで、持続可能性の高い、持続可能性をしっかりと行政の視点に入れていくということが大変重要であるということとらえております。

それは何かと申し上げますと、今ほど辰己議員もおっしゃっていただきましたように、ハードの整備ということが町の輝きということにつながるばかりではなくて、やはりソフト、これが大変重要であるという視点に基づいております。その中で3つの柱ということの重点戦略でひとづくり、しごとづくり、それからこちらのまちづくりということで進めております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。私は議案54号と議案57号について、お聞きしたいと思います。

議案54号 国民健康保険事業特別会計ですが、決算の概要の方の243ページに書いてあるんですけども、令和元年度は国保加入者が年ごとに減少しているという傾向がありまして、今までで一番減っている。それで、国民健康保険税も収入としては昨年度、平成30年度よりも減っていますが、療養給付費の方は増えています。件数も多くなっていますし、その点についてお聞きしたいと思います。この現象は国保加入者のどのような状況にあるとみて把握しておられるのかということをお聞きしたいと思います。

そして、議案第57号の介護保険事業特別会計も概要書の方の270ページで、一番下の表ですけども、令和元年度末の認定状況ということで書いています。これを見ますと、全国平均と滋賀県平均、愛荘町の数のパーセンテージなどが載っていますが、傾向としては要介護3・4・5が全国平均より高いとして滋賀県の平均よりも高いようなパーセンテージが出ています。そして、平成30年度の決算の概要を見ますと、同じような感じで要介護3・4・5がプラスになっています。30年度よりも令和元年度の方が多くなっています。

あと介護保険の第7期計画の推計というのが見ましても、全体的な数は推計から見ると31年度というのは総数857人で、こちらの概要の方は818人ということで減っているんですけども、やはり要介護3・4は増えていて要介護5は減っているという、計画値とは差があります。そういう感じで、全体的に見て、重度化に向いているのかというように感じも受けますので、その辺について担当課の方の所見を求めたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 住民課長。

**○住民課長（阪本 崇君）** 瀧さんの方からご質問がありました。

まず加入者の人数、国保の関係でございますけれども、概要書の方にも載せさせていただいておりますけれども、平成27年度から徐々に人が減ってきている、加入者が減ってきているというのは事実としてあるのかなというふうに思っております。

これについては、社会情勢の中で高齢者の方が増えてきているという部分で後期高齢の方に移り代わっていったという部分が読み取れるのかなというふうに思っているところでございます。

また、高額療養につきましても昨年度と30年度と比べると、若干件数的にはそんな

に変わっていないんですけども、高額医療に対する一人当たりの件数という部分が増えてきているという部分が事実ではありますので、今後こういった形でこの数字が変異していくか、推移していくかという部分については注視していく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** それでは介護保険の方の認定者の部分、概要書の270ページの下段の状況の部分で、ご質問の件にお答えさせていただきます。

おっしゃられるように、愛荘町の状況としては要介護3・4・5の割合が高いという状況となっております。ここの部分につきましては構成比割合という形になりますので、必然的に要支援1・2と要介護1等の人数が少なくなれば、その割合がどこかで増えてくるような形にはなるかという部分です。

具体的に要因につきましては、要支援1・2が少ないという部分は健康意識が高齢者の意識の中で健康維持していただけるという意識が根付いて来ている。また介護予防の方も健康元気もりもり教室をはじめとする健康の部分を留意いただいている方で、要支援1・2等が少し少ない状態になりつつあるのではないかという部分を持っておりますし、要介護3・4・5の部分で言うと年齢等が高い、介護認定が高い方がおられるという状況ではないのかなという形で、詳しくは介護保険運協等で分析していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤です。先ほど会計管理者の方から主要施策の成果ということでお話がありました。この部分は、いらんことかもわかりませんが、会計管理者が報告するのかな、むしろ執行部の方がしっかりと報告すべき事項ではないのかなというふうに思っております。

それで、お尋ねしたいのは、これを読みますと、ほとんど計画をつくりましたとか、あるいは検討委員会をつくりましたとか、これは主要事業ではないと思うのです。やっぱり、その事業内容がどうなのかということですから、こういう捉え方が重点事業というようなことで考えておられるのならば、ちょっとそれは私どもの思いとは違うと思うのです。

今ここに予算書を持っておりませんので詳しいことはお話できませんけれども、本来は、やはり予算書の中で今年度の重点事業を、こういうことをやりますよということで、

そして我々もその予算を合わせて承認をしてきたというのですから、そこで述べられた重点事業をどのようにして実行してきたかと、それが予算と決算との連動性がある評価だと思うのです。

ですから、ここのとらまえかた、考え方といえますか、そこにつきまして少し疑問を持ちますので、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） ただいま当初の重点施策とは違うのではないかといいことでございますけれども、当初の段階でもそれぞれのプロジェクトに分けて記載をしております、それに見合った形で決算の方も上げさせていただいたということでございますけれども、もう少し整合性がないということをおっしゃっているのかなということだと思うのですけれども、少し昨年とは改善もいたしておりますので、また改善もしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 改善云々というお話ですけれども、やっぱり決算認定にあたって、どういう事業でやってきたか、どういう成果をあげたか、これをしっかりと示すのが大事なことなんだろうと思います。

それで、これは私どもの議員必携というようなものですが、これにつきまして「主要施策の成果説明書は決算認定制度の本質的意義である行政効果の客観的判断のための資料として提出されるものである」と書いています。ですから、やはり事業内容をしっかりと客観的に判断する資料であると、こういうことですのでちょっとこの書き方というのは私はおかしいと思いますので、再度その点を確認したいと思います。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 今ほどおっしゃいました議員必携に載っているということでございまして、また研究をしてよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、これから決算委員会が始まりますので、できれば、その中でも各課重点事業等もあろうと思いますから、ぜひその段階でも述べていただきたいと思います。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これでは質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては会議規則第39条第1項の規定により、議長を除く全委員で構成する予算・決算特別委員会に、これに審査を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は予算・決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により議案第53号から議案第57号まで、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。議事の都合により、9月8日から9月27日までの20日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、9月8日から9月27日までの20日間、休会とすることに決定しました。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、9月28日（月）です。当日は午前9時から全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会を9月25日（金）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで延会します。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

延会 午後 3 時 1 3 分